

平成28年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成28年8月30日（火曜日）

議事日程第2号

平成28年8月30日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	16番	大関	嘉一	議員
	9番	渡部	聖一	議員
	4番	今野	英元	議員
	3番	伊藤	岩夫	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（25人）

1番	鈴木	和夫	2番	村上	亨	3番	伊藤	岩夫
4番	今野	英元	5番	佐々木	隆一	6番	三浦	晃
7番	梶原	良平	8番	湊	貴信	9番	渡部	聖一
10番	伊藤	順男	11番	高橋	信雄	13番	吉田	朋子
14番	高野	吉孝	15番	渡部	専一	16番	大関	嘉一
17番	高橋	和子	18番	長沼	久利	19番	佐藤	賢一
20番	土田	与七郎	21番	三浦	秀雄	22番	渡部	功
23番	佐々木	慶治	24番	佐藤	譲司	25番	佐藤	勇
26番	井島	市太郎						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	小野	一彦
副市長	阿部	太津夫	教育長	佐々木	亨三
企業管理者	藤原	秀一	総務部長	原田	正雄
企画調整部長	佐藤	光昭	市民生活部長	村上	祐一
健康福祉部長	太田	晃	農林水産部長	遠藤	晃
農林水産部政策監 兼農山漁村振興課長	松	永剛	商工観光部長	真坂	誠一
建設部長	佐々木	肇	由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松	永豊

総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴 田 範 之	保育園民営化・ 地域資源を活用した 遊び推進事務局長	大 場 ひろみ
教 育 次 長	大 滝 朗	ガス水道局長	三 浦 守
消 防 長	畠 山 操	健康福祉部次長 兼健康管理課長	加 藤 均
総 務 課 長	小 川 裕 之	総合政策課長	茂 木 鉄 也
生活環境課長	鎌 田 正 廣	長寿支援課長	眞 坂 國 利
観光文化振興課長	畑 中 功	建設管理課長	須 藤 浩 和
スポーツ課長	佐々木 進 一		

議会事務局職員出席者

局 長	鈴木 順 孝	次 長	鎌 田 直 人
書 記	小 松 和 美	書 記	高 橋 清 樹
書 記	古 戸 利 幸	書 記	佐々木 健 児

午前 9時30分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 議長からお許しをいただきましたので、台風関連について市の対応状況を報告いたします。

今回の台風10号への対応について、市では、本日午前7時30分に市災害警戒室を設置し、各部長、支所長、担当課長に自主避難所を含め台風への備えや対応を指示したところであります。

自主避難所は本荘地域に3カ所と出張所、公民館、各総合支所は1カ所ずつ、本日午後1時に開設いたします。

また、各自主防災組織には、各町内会館などを一時避難場所として開放するようお願いしたところであります。

台風は午後から夕方にかけて暴風域に入り、夜には日本海に抜ける予報ですが、市民の安全確保に向け、洪水、土砂災害も含めた危機管理体制を強化したところであります。

市民の皆様におかれましても、自主避難を含めた自助、共助に御協力いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、これより一般質問を行います。

なお、再質問は答弁に対する質問でありますので、項目番号、項目名を明確に告げて、その後発言をしてください。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

16番大関嘉一君の発言を許します。16番大関嘉一君。

【16番（大関嘉一君）登壇】

○16番（大関嘉一君） 議長のお許しをいただきましたので、今定例会一般質問の先陣を切って質問させていただきます。

先月中旬以降、真夏日が30日以上、加えてリオ・オリンピックなど、国内外ともに暑い夏でした。

実るほどこうべを垂れる稲穂かな。各地の夏祭りも過ぎまして、青々とした水田も黄金のじゅうたんに変わろうとしている矢先、豊作を前に台風10号の招かざる魔の手が近づいております。大きな被害がないよう祈念申し上げたいと思います。

また、地域活性化策として一村一品運動を提唱し、国内外の地域コミュニティーに大きな変革をもたらし、特に著書「地方からの発想」では、地域が主人公、行政は黒子、知事の役割はトップセールス、国は法や規制で制約すべきでないという主張でその後の日本の地方分権論争、そして地方自治に大きな影響を与えた元大分県知事平松守彦氏が8月21日、逝去されました。御遺徳に敬意を表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

大項目1、市職員の初任者教育、研修についてお伺いいたします。

今年度から議会でも、市民の意見を幅広く伺おうとして、市民と語る会を旧町地域、旧本荘地域計10カ所で行っております。市民の皆様が課題とされていることを直接対話できることは、議会活性化の一步として個人的には評価しております。

報告書では各班さまざまな御意見をいただいているようでございますが、その中で、「子供たちの挨拶はすばらしいが、職員の挨拶は悪く、自分からしようとしなない」、「合併してから他市町との交流が減っている、自分たちが最高と思込みをしてないか」等、大変手厳しい御意見も報告されております。また、役所にお問い合わせに行けば、金がないの一言で片づけられてしまうという市民の声も聞こえてまいります。金がないからできませんというような返答は子供でもできるんじゃないかと思いますが、しかし批判を恐れ過ぎてもいけません。しかし、真摯に受けとめるべきでしょう。

市民全ての要望に応じることは不可能です。また、金のあり余っている地方公共団体などないのが実情ですが、しかしながら、口裏一つで人を不愉快にさせたり楽しくさせたりすると言われます。市民との接触は窓口の挨拶、用件から始まり、窓口は役所の顔でもあり、その対応の印象は役所全体の評価となります。しかし、これは窓口のみの問題ではありません。職員全員が状況を勘案しながら、対応には熱意と工夫が欲しいものと思います。もし市民と語る会のような風評が蔓延するような民間企業は、すぐにも倒産につながりかねません。

市でも人事管理面での改善策は強化しているようでございますが、法外なことは申しません。職員の皆さんには市職員である前に常識的な大人であってほしい。

しかし、管理職は違います。私は常々、市役所は地域最大のシンクタンクと申してお

ります。さまざまな情報が入るし得やすい。情報をつかんだら、もっと食欲にハングリ一精神で対処すべきであろうと思います。

私は前の一般質問で、管理職は知恵を出せ、知恵の出ない者は汗を出せ、知恵も汗も出ない者は辞表を出せという、ある市の市長の金言を申し上げました。また、市役所とは市のために役に立つ人がいるところ、それが市役所だというユニークな発想のもとに、すぐやる課を新設し政策展開された地方公共団体もありました。管理職の姿勢こそが、職員のやる気を出させる最大の原動力であり、また仕事の師でなければならない。

組織は人なりと言われます。民間企業では、組織に貢献できる人材育成のために、企業によっては違いがありますが、数週間もしくは数カ月に及ぶ新入社員の社内研修を行った後に現場配属しております。平成18年、市では人材育成基本方針を策定し、微に至り細にわたる人材の育成方針を明確にしております。組織、公務員としての心構え、職員としての役割等、初任者の初期研修の必要性は言うまでもありません。

以上のような観点から、(1) 初任者研修の実情は、(2) 初任者研修制度の必要性について当局の考え方は、(3) 一定の研修、教育期間を設定するべきと思うが、以上3点についてお伺いをいたします。

続きまして、大項目2、市内中小零細業者育成についてお伺いいたします。

2014年、平成26年でございますが、2月7、8日、14、15日の2度にわたる関東甲信地方の大雪は、関東平野部でも千代田区大手町で27センチメートル、甲府市初め静岡岡東部でも軒並み1メートルを超え、死者23名、重軽傷者700名余り、住宅、非住家の全半倒壊500棟余り、山間部では孤立する集落も発生し、また鉄道の運休、高速道路、一般道の通行どめ、航空機の欠航など、都市機能が麻痺するほどの甚大な影響を及ぼしました。

関東甲信各地では、統計開始以来最深積雪を更新する記録的な大雪になったのは記憶に新しいところでございますが、隣県新潟県、自衛隊等の除雪援助が入ったにもかかわらず、復旧には1週間以上を要し、それでも孤立集落があったと言われます。恒常的な積雪地帯で除雪体制が整っている当市では考えられないことですが、その裏には隠れた大きな問題があったと言われます。

平成26年といえば、平成の大合併から10年余り、合併前の各町、各市の生活インフラを支えてきた地域の中小業者が、市政の変遷により経営の維持が困難になり、廃業の結果、業者不足により復旧に時間を要したとも言われております。

翻って当市を見ますと、一般土木業者が69社、建築一式工事27社、排水設備の市内登録業者は74社、ほか、にかほ地区初め他地域に65社、市内外合わせて139社に上っております。除雪委託業者は、歩道を含め、またA、B級含め72社が担っております。

これだけの業者の皆様が各地域に点在しており、それぞれ事業のための設備投資をされております。とりわけ、1台数千万円の除雪車を維持管理するだけでも相当な費用でしょう。その車両を維持するほどの仕事も入らず、加えて今年の冬のような、降った地域もありましたが、総じて小雪の年は補償金だけではどうにもならず、そろそろ考えなければと言う業者もおります。

地域の災害時、あるいは緊急時、緊急小破修理等は決まって地元零細業者、それも夜昼を問いません。そして入札段階には別業者。

市長は就任以来、一貫して財政の健全化に取り組んでまいりました。着実にその成果を上げておられることには敬意を表するものですし、入札関連業務も現行条例下で粛々と進められておることには、何ら異議を申し上げるものではございません。しかし、財政の健全化、適正化一辺倒では解決できない問題が多々存在することも確かでございます。それだけでなくとも日本海側、とりわけ秋田沖は地震の空白域と言われ、今後の災害が予想されます。市の防災計画もより綿密で強固なものにする必要があるかと思われま

す。
商工リサーチ秋田支店は、将来性が厳しく業績改善のおくれた中小零細業者が息切れしている、今後穏やかに倒産がふえることが懸念されるという、秋田県域の将来見通しを示しております。冒頭申し上げた事例も他山の石として、各支所初め関連部署の総合的な議論が必要かと思いますが、市民生活のインフラ、防災業務の下支えを担っている市内各地域の中小零細業者の育成について、当局の考えをお伺いするものでございます。

続きまして、大項目3、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。

平成27年度、本市には、三重県知事初め議会議員、及び全国の教育関係者60団体、約350名が学校視察、教育行政視察に訪れたと伺っております。本市の教育への取り組みが全国から高い評価をいただいていることに対し、関係者の熱意、努力に敬意を表するものであり、加えて、7月29日に行われた、文部科学大臣補佐官初め全国の著名な教育関係者、市内外一般参加者を含め、全国から1,000名を超える関係者が集い、カダレーを主会場に開催された全国コミュニティ・スクール研究大会 in 由利本荘が大盛会裏に終えられましたことに対しても、関係者の御努力に重ねて敬意を表したいと思います。

このコミュニティ・スクールは、平成16年制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5を根拠に、平成24年、由利本荘市学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則第9号が制定され、平成27年度、去年、市内全小中学校24校が指定されております。

年々全国的な広がりを見せているものの、各地教育関係者の考え方もあろうかと思いますが、全国的にはまだ認知度は定着していないようです。当市も指定を受けて1年足らず、知る人ぞ知るといふ制度のようですが、今後の成果を期待いたしまして、（1）全国コミュニティ・スクール研究大会を総括しての感想は、（2）市民への周知方法と施策の展開は、（3）学校と学校運営協議会で意見の食い違いが生じた場合の対処は、以上3点について当局の考えをお伺いするものです。

続きまして、大項目4、スポーツ立市宣言についてお伺いいたします。

先般8月3日、議会全員協議会において由利本荘市スポーツ振興計画が明示されました。説明終了後、8月12日まで会派、各議員の計画に対する要望、意見等を取りまとめる旨を告げられ、あわせて9月定例会会期中に実施計画提示、そして10月にはスポーツ立市宣言をする運びとなっているようでございます。

スポーツ立市宣言をしている県内の公共団体は横手市のみで、本市が2例目の宣言市でございます。

市長の3月の施政方針で、本年度、力強く躍進する由利本荘市の8点の重点施策の中の総合防災公園整備事業、管理運営の基本の一環として、今後10年間の策定のようにございますが、この施策は新創造ビジョン、スポーツを通して躍動と活力あふれるまちづ

くりとも合致し、地域コミュニティー、きずなを醸成するにはまたとない機会と期待しているものでございます。

ただ、今後、主役である市民に理解をいただくために、広く徹底した周知が大きな課題だろうと思いますが、どのような対処をなされるのか、当局の考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目5、全国市町村交流レガッタ由利本荘大会についてお伺いいたします。

ことしもレガッタの季節がやってまいりました。炎天下といえども、川面を渡る風の涼しさとボートの奥深さの魅力に取りつかれ、若い監督、キャプテンの熱意に引っ張られ、古希を迎えようとする今も私は、微力ながらボートのまち由利本荘市のお役に立てればと、漕がせていただいております。

来る9月11日は、今では市のスポーツとして定着しているボートのまち最大のイベント子吉川レガッタが78クルー参加のもと開かれますが、全国大会の前哨戦と位置づけ、市民クルーの胸をかりたいと思っております。

9月17、18日に行われる全国大会は、念願の元オリンピックコースの戸田漕艇場が会場となっており、健康には気をつけながら、ささやかではありますが、市のために頑張る所存でございます。

さて、市長のトップセールスでかないました全国市町村交流レガッタが平成29年、来年当市子吉川で開催されます。

各地の漕艇場は大体が市街地を離れた川、湖、せきとめ湖で、当市のような市街地区域に隣接し、しかも河川敷が公園、そしてレストラン、小さいながらもイベント会場、ミニ博物館が一体となった艇庫、散歩など市民が普通にしかも気軽に立ち寄ることができる市民生活とこれほど密着した使いやすい漕艇場はほかに見当たりません。すばらしい財産だと思っております。

来年は全国からおいでいただく出場クルーには、つかの間でございますが、由利本荘を楽しんでいただきたいと思っております。しかし、開催地の意地にかけても、ぜひとも総合優勝を勝ち取りたい。

先般、準備委員会が発足した模様でございますが、(1) どのような盛り上がりのある大会にされるのか思いは、市長、教育長にお伺いいたします。(2) 強化策等考えているか、以上2点について、当局の考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目6、旧前郷小学校跡地（滝沢城址）の整備についてお伺いいたします。

おかげさまで、来る9月13日、新由利総合支所が竣工の運びとなりました。新庁舎は公民館初め、公共施設が隣接する場所に移り、また駅にも近く、利用される地域住民にとり、利便性がよくなることと思っております。地区住民として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

現支所に近い旧前郷小学校跡地は、今まで一部を支所職員の駐車場として使用しておりましたが、今後は使用しないでしょう。

今の旧前郷小学校跡地の現状は、解体後の現場そのままに草がぼうぼうと生い茂り、ここがかつて由利十二頭として地域に権勢を振るった滝沢城跡地とは思えない、見るに

たえない無残な姿を町中心部にさらけ出しており、今は近寄る住民さえおりません。付近には、慶長14年建立されたと言われる、時の城主滝沢領1万石の滝沢氏が城内守護神として崇敬した日枝神社ほかありますが、氏子が手入れしているこぎれいな神社とは対照的な風景となっております。

総合計画の数年先に入っているのは重々承知しております。加えて、あの施設、この設備が欲しいとは申しません。ただ整地をしていただき、芝でも張っていただければ十分でございます。地区の避難場所、子供たちを安心して遊ばせる広場程度で十分でございます。現状、御視察の上、地区住民の切なる願いに応えるべきと思いますが、早急な当局の善処に期待を申し上げるものでございます。当局の考えをお伺いいたします。

大項目7、公営ガス事業についてお伺いいたします。

大量消費の工場、病院等は20年ほど前から自由化になっておりますが、平成29年、来年4月より都市ガスの自由化が始まります。

自由化をめぐっては、経済産業省とガス業界が激しくぶつかり合ったそうですが、根本原因は我が国のガス料金の高さに起因しているようです。ちなみに、日本を100とした場合、アメリカ57、イギリス73、ドイツ85と日本のガス料金の高さが際立っております。また、電気は本年度から我が国も全面自由化になっておりますが、海外では電気、ガスのセット販売が一般的で、我が国よりエネルギーシステムは一步先行しているようです。

このたびのガスシステムの改革の目的は、天然ガスの安定供給の確保、ガス料金の最大抑制、利用メニューの多様化と事業機会の拡大、天然ガス利用拡大とされておりますが、自由化を受け、先般、公営ガスを運営する全国26市町のアンケートに基づく意向調査が公表されました。26市町の4割超に当たる11市町が民間企業に譲渡する意向を示していることが報道されており、本市も将来的には譲渡を視野に入れていると回答されております。

当市ガス事業も、平成27年度も黒字決算見込みと、堅調な経営を維持しており、関係者の皆様には敬意を表するものでございますが、利用者にとっては水道に次ぐ重要な生活インフラです。慎重を期して進めたい旨を申し上げ、(1)ガス自由化が当市ガス事業に与える影響は、(2)利用者に与えるメリット、デメリットは、(3)将来的に民間譲渡を視野に入れていると回答された当局の考え方は、以上3点について当局の考えをお伺いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

【16番(大関嘉一君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) おはようございます。

それでは、大関嘉一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市職員の初任者教育、研修についての(1)初任者研修の実情は、(2)初任者研修制度の必要性について当局の考え方は、(3)一定の研修、教育期間を設定するべきと思うがについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

私は、現場主義を政治信条としており、職員に対しても、現場に足を運び、地域住民の生の声を聞き、現場の実情を自分の目で確かめ、即座に対応していく行動力が求めら

れると常々訓示しており、職員の基本は、お客様である市民に対して満足度の高い公共サービスを提供することであると考えております。

市では、由利本荘市人材育成基本方針に沿って体系的に職員研修を進めておりますが、その中でも初任者研修は特に重要であると考えており、4月には新規採用職員内部研修で、マナーを初めとした市職員としての基本を研修しております。また、春と秋に県の自治研修所において3泊4日と2泊3日の2回にわたって行われる新規採用職員研修に参加させております。この研修は、県と秋田県市長会が合同で開催するもので、法令の基礎知識、公務員倫理、文書事務の基礎知識、議会の仕組みなど、地方公務員の基本について市町村職員と県職員がともに学ぶものであり、研修内容も充実しており、人脈形成の面でも絶好の機会と捉えております。

さらに、市の業務はそれぞれの分野で専門的な知識の習得が必要なことから、配属された部署において、管理監督者やブラザー・シスター制度による指導を受けながら、実務を通じて市民との接し方を学ぶという研修方法をとっているところであります。

こうしたことから、今のところ、一定の研修期間を設けた後に各部署に配属するという方法は考えておりませんが、研修内容や開催時期等の研究を進め、さらに充実を図ってまいります。

次に、2、市内中小零細業者育成についてにお答えいたします。

本市では、市民の生活を支えている多くの中小零細業者を育成するため、小規模修繕契約に係る事業者の登録制度を実施するなど、これまでも中小零細業者に対する取り組みを行ってきております。

なお、市では、災害時における応急対策業務等に関する協定書を由利本荘市建設業協会と締結しており、現在は災害時に出動する実施協定について協議をしているところであります。また、平常時の市道や河川の維持管理についても、地域の事業者の方々に委託ができないか、地区割りや作業内容を含め検討に入ったところであります。

加えて、冬期間の除雪作業においては、必要な重機について市が借り上げた上で除雪委託業者へ提供し、作業に当たってもらうことなども検討すべきと考えております。

今後も、地元業者への優先発注や中小業者に対する分離・分割発注を推進するなど、適正な競争原理のもとに、公正性を確保しつつ、引き続き市内中小零細業者への受注機会の拡大に努めてまいります。

次に、3、コミュニティ・スクールについては教育長からお答えいたします。

次に、4、スポーツ立市宣言についてにお答えいたします。

スポーツは、心身の健全な発達と健康及び体力の保持増進など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠であると認識しております。さらに、青少年の健全育成、世代間の交流、地域コミュニティの醸成など、明るく心豊かな市民生活の形成と活力ある地域社会や地域経済の活性化などに重要な役割を果たすものと考えております。

私は、スポーツを通して、健康で笑顔あふれる地域づくりのために、市民全ての世代において、生活の一部としてスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに努めながら、生涯スポーツ、競技スポーツはもとより、健康づくり、体力づくりに取り組んでまいります。

市民がスポーツに親しむことで、スポーツによる躍動と活力あるまちを築くため、スポーツ立市由利本荘を10月10日に宣言いたします。

由利本荘市スポーツ振興計画は、スポーツを通してのまちづくりを実現するための基本的な考え方を示す計画であり、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」の基本政策に基づく、スポーツを通して躍動と活力あふれるまちづくりに取り組むものであります。

この計画につきましては、スポーツ立市宣言とあわせて、PR用垂れ幕や看板の設置のほか、市の広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用しながら、市民の皆様に広く周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、全国市町村交流レガッタ由利本荘大会についての、(1) どのような盛り上がりのある大会にされるのか思いはについてお答えいたします。

来年9月23、24日に本市で開催される第26回全国市町村交流レガッタ大会は、平成24年の全国ボートサミットにおいて、私が由利本荘市での開催を要望し、実現に至ったものであります。平成7年の第4回大会以来2度目の開催で、ボートのまち由利本荘を全国にPRする絶好の機会であると思っております。

会場となりますアクアパルは、来年の大会を見据えて平成27年度に大規模改修が完了しており、ボートについては順次更新を進めてきております。

5月の担当者会議と7月のボートサミットには、それぞれ職員を派遣し情報収集と本市のPRを行っており、9月の戸田大会には、競技部門にボート連盟から、運営部門には由利本荘市商工会から1名ずつの視察派遣を予定しておりますし、私も大会会場に赴き、応援はもとより、次期開催地の代表として大会旗の引き継ぎを受けてまいります。

また、本年7月7日には、競技関係者を初め観光協会やJA秋田しんせい、子吉川市民会議などの関係者による実行委員会を設立し、実行委員会には3部門の専門部を組織し、各部門が連携しながら準備を進めております。

いずれにいたしましても、盛り上がりのある大会にするためには、市民の応援が欠かせないと考えております。

来年には、全国から集まる約1,000人の競技者を市民一丸となって歓迎できるよう、専門部会を中心に、観光協会や商工会などと連携を密にし、本市の自然が育む食文化や歴史の鼓動を感じながら、本市の魅力を存分に堪能していただけるよう努めてまいります。

なお、この御質問につきましては、教育長からもお答えいたします。

次に、(2) 強化策等考えているかについては、教育長からお答えいたします。

次に、6、旧前郷小学校跡地（滝沢城址）の整備についてにお答えいたします。

旧前郷小学校跡地の整備につきましては、平成13年9月に小学校跡地利用計画策定委員会を立ち上げ、地域全世帯を対象としたアンケートを実施するなど、跡地利活用についての協議を行ってきたところであります。その中で、公園として整備し、地域住民の憩いの場として利活用することが既に計画決定されており、後期総合計画に登載して整備する予定となっております。

現在、敷地内の除草作業を年に2回程度実施しておりますが、周辺が住宅地であり、また災害時における避難場所となっていることから、今後も除草作業の回数をふやすなど、環境美化に配慮した適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいた

します。

次に、7、公営ガス事業については、企業管理者からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） それでは、大関嘉一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、3、コミュニティ・スクールについての（1）全国コミュニティ・スクール研究大会を総括しての感想はについてお答えいたします。

このたびの全国コミュニティ・スクール研究大会につきましては、議員の皆様や関係の方々にも多大な御協力をいただき、全国より1,000名を超える参加者をお迎えして実りある研究大会を開催できましたことに、心より感謝申し上げます。

鈴木文部科学大臣補佐官をお迎えした前日のレセプション、当日の分科会、基調講演、パネルディスカッション等、いずれもコミュニティ・スクールの理解をより一層深める有意義な大会となりました。

第一分科会においては、本市の岩城地域運営協議会の実際の様子を提示したり、第二分科会では、東由利地域の学校づくりがまちづくりにつながった実践を紹介したりするなど、本市の取り組みを全国に発信することができたことは大きな成果でありました。

大会後の参加者の感想として、由利本荘市の取り組みに感銘、私どももふるさとの子供たちのために、学校と地域がともに知恵と汗を出して連携して頑張りたいなどの御意見も頂戴いたしました。

なお、今回の大会のスタッフ等には、小・中・高等学校の校長や学校運営協議会の会長を初め、委員の方々にも受付や案内役を担っていただきました。このことはまさにコミュニティ・スクールの醍醐味を発揮できたものと思います。また、この大会では、発表を含めて由利本荘市の地域力、チーム力を全国に発信できたと確信しております。

次に、（2）市民への周知方法と施策の展開はについてお答えいたします。

本市では、矢島小学校が平成24年度にコミュニティ・スクールとしてスタートし、平成27年度には全小中学校を指定したところであります。

特に学校運営協議会では、地域住民に対し、活動状況を積極的に情報公開し、意見及び要望を反映させるよう努めているところであります。具体的には、多くの学校で学校や地域の年間行事計画を載せた校区カレンダーを作成し、地域の全戸へ配布したり、昨年度からは、地域と学校の情報を双方向に伝える学ぶんボードという掲示板を活用したりして、地域全体が情報を共有できる仕組みをつくっております。

このほかに、学校単独または小中学校が連携して、保護者や地域住民とともに熟議を開催して、子供の姿について議論したり、みんなの登校日を設けたりするなど、開かれた学校づくりを積極的に進めております。

先日の全国大会では、コミュニティ・スクールの意義や必要性について、本市の多くの皆様に御理解していただけたと思いますので、今後はその成果の検証として、各学校運営協議会や地域運営協議会の取り組み事例、子供たちの生き生きとした姿を、広報やケーブルテレビ、ホームページ等あらゆる機会を捉えて紹介し、市民の皆様方に周知し

てまいりたいと考えております。

次に、（３）学校と学校運営協議会で意見の食い違いが生じた場合の対処はについてお答えいたします。

学校運営協議会の本旨は、コミュニティ・スクールとして子供のために何ができるかを、協議会委員お一人お一人が議論を尽くすこととあります。したがって、学校運営協議会で意見の食い違いが生じた場合であっても、まずは協議会で議論し、成案を得るよう努めなければなりません。

仮に、学校運営協議会としての合意形成が図られない場合や、学校の運営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合は、教育委員会は指定の取り消しを含めた必要な措置を行うことが規則に定められております。そのような事態が起こらないよう、教育委員会は、各学校の学校運営協議会の運営状況についての的確に把握を行い、必要に応じて学校運営協議会に対して指導及び助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、５、全国市町村交流レガッタ由利本荘大会についての、（１）どのような盛り上がりのある大会にされるのか思いはについてお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたが、この交流大会は、私も全国に由利本荘市をPRできる絶好の機会であると思っております。

秋田県ボート協会や子吉川ボート連盟の協力をいただき、子吉川にふさわしいコースと大会運営会場づくりを考えてまいりたいと思います。また、秋田河川国道事務所と連携し、ボートコースのしゅんせつや、指導・救難用モーターボートを配備するなど、大会開催に向け万全な態勢を整えてきているところでございます。

一方、大会役員や応援団、そして出場選手のおもてなしについては、市民総出で歓迎できる態勢を整えるため、ボート競技への関心が高まるよう、既に会場となるアクアパルに横断幕を設置しているところでございます。また、来年の市民ボート大会の開催時期を早め前哨戦とするなど、市民にボートのまちを一層アピールしたいと思っております。

また、この９月に開催されます戸田大会には、私も会場づくりなどの視察を行い、大会に参加する議会チームを初めとする７クルー、総勢５０名程度の選手を盛り上げるとともに、感想を伺いながら、本市の特色を最大限アピールできるようなおもてなしを行ってまいりたいと思います。さらには、本市の自然や歴史、史跡の魅力を存分に堪能していただけるよう努めてまいりたいと思います。

次に、（２）強化策等考えているかについてお答えいたします。

全国市町村交流レガッタ由利本荘大会の強化には、競技者のレベルアップが必要と考えており、今年は大大会出場選手選考会を兼ねている市民レガッタ大会に向け、レベルアップ講習会を実施しているところであります。

来月に開催されます全国市町村交流レガッタ戸田大会には、ボート連盟からの視察派遣をすることとしており、この大会に出場する由利本荘市各クルーの全国でのレベルを確認するとともに、大会出場選手の強化練習会の開催や、ボート連盟からの指導者の派遣、職場への協力依頼を行い、練習時間の確保、練習艇の提供など、選手が練習に専念できる態勢を整えてまいります。

ボートのまち由利本荘をうたう地として、来年開催される由利本荘大会では、議員様と同じように、議会議員の部に出場する皆様とともに、是が非でも総合優勝を勝ち取りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 藤原企業管理者。

【企業管理者（藤原秀一君）登壇】

○企業管理者（藤原秀一君） それでは、大関嘉一議員のガス水道局関係の御質問にお答えいたします。

初めに、7、公営ガス事業についての、（1）ガス自由化が本市ガス事業に与える影響はについてお答えいたします。

来年4月からガスの小売が全面自由化となり、小売販売への新規参入の解禁、料金規制の撤廃などが行われます。

ガスの小売販売に新規参入者があった場合の本市への影響等ではありますが、顧客獲得競争が激しくなり、投資に見合った料金収入が見込めなくなるなど、事業経営を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

現在のところ、本市における新規参入者の情報はありますが、新規参入者の有無にかかわらずお客様に選んでいただけるよう、多様化するニーズに即した料金メニューやサービスの研究など、これまで以上に安全で安定したガス供給に努めてまいります。

次に、（2）利用者に与えるメリット、デメリットはについてお答えいたします。

利用者のメリットといたしましては、料金やサービスを比較し、ガス事業者を選択できることが挙げられます。また、自由化となっても、料金や保安などについて利用者を保護する仕組みが用意されておりますので、デメリットは特段ないものと考えております。

次に、（3）将来的に民間譲渡を視野に入れていると回答された当局の考え方はについてお答えいたします。

御質問のアンケートは、本年7月に共同通信がガス自由化に伴う自治体アンケートとして行ったもので、アンケートの中の民間譲渡については将来的に検討と回答したものであります。

これは平成19年2月の由利本荘市行政改革推進検討委員会ワーキンググループ代表者会議で、民営化についての検討が提案されていることから、将来的な選択肢の一つとして回答したところであり、現時点では民間譲渡に向けた検討を具体的に行っているものではありません。

民間譲渡等に対する今後の方針については、これまでの大型投資に伴う資金の償還状況や経営状況を見据えた上で、慎重に議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） 16番大関嘉一君、再質問ありませんか。

○16番（大関嘉一君） 各項目に対して誠実な答弁をいただきましてありがとうございました。よって、再質問はありません。

ただ、本日の市長の答弁がただ市長の答弁で終わるのではなく、市役所全員に共有し

ていただきまして、今後の政策に反映されますよう要望申し上げまして、これにて一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、16番大関嘉一君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間、10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。9番渡部聖一君の発言を許します。9番渡部聖一君。

【9番（渡部聖一君）登壇】

○9番（渡部聖一君） おはようございます。高志会の渡部聖一であります。

議長から発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に一言述べさせていただきます。

開会前にはさまざまな難問題を抱え、心配されたブラジル・リオデジャネイロでの夏季オリンピックは、8月5日から21日までの17日間にわたって、28の競技で熱い戦いが繰り広げられました。そして、世界中にスポーツのすばらしさ、人や国同士のきずなの大切さ、そして何よりも幾つもの大きな感動を与えてくれ、幕を閉じました。

その中で日本選手団は、金メダル12個を含む過去最多となる41個のメダルを獲得、大きな成果を残してくれました。惜しくもメダルを逃したものの、果敢に戦いに挑んだ秋田県出身の3選手を初め、日本選手団の皆さんに大きな賛辞を送りたいと思います。

そして9月7日から18日までは、同じリオデジャネイロで夏季パラリンピックが開かれます。車椅子バスケットボールの県出身の藤井選手を初め、日本選手が大いに活躍してくれることを期待するとともに、両大会の成果が2020年東京大会につながっていくことを、また本市はもとより、秋田県から多くの選手が東京大会に出場されることを願っています。

一方、ことしの夏も国内各地では台風などによる被災が報じられております。東日本大震災や熊本地震などの復興、復旧もままならない中での追い打ち災害でもあり、お亡くなりになられました方や被災されました皆様には、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

幸いにも本市では、お盆以降続いた3度の台風の影響による大雨の被害も、2地域での道路のり面の崩落による通行止めなどが発生したほかは、大きな被害もなく安心したところでありましたが、本日夕方に東北の太平洋側に上陸し、秋田県を横断する予報の台風10号は、大型で大変強力な台風のように心配であります。各方面で警戒を要するものであり、市では本日、警戒対策室の設置をされたようではありますが、これからの時節はさらに雨、風などによる災害が発生するおそれがあることからしても、万全な防災態勢を期するようお願いするものであります。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目1、ケーブルテレビ事業についてお伺いいたします。

その（1）加入促進の強化策はについてであります。ケーブルテレビ事業は、旧大内町が、主にテレビの難視聴解消と地域情報を全町民で共有することでまちづくりに生

かそうと始められた事業であり、合併を機に新市全域にエリアを拡大して、広大となった市域のさまざまな情報を共有することで市民の一体感を醸成するとともに、情報・通信格差を是正する高度情報化社会を形成しようと進められたものであります。

この事業でのインフラ整備に当たっては多額の経費を要したわけではありますが、テレビ視聴による情報伝達はもとより、特に音声告知放送は各家庭から加入いただいてこそ、その効果が最大限得られるものと理解しております。

しかしながら、市域全体への整備が完了して5年以上が経過するものの、地域によってはその加入率は芳しくない状況にあります。その原因をどう分析し、対応していこうと考えているのでしょうか。単純に、本荘地域や西目、岩城地域など、沿岸部における電波受信環境が良好のためとか、番組企画云々の問題だけではないと思うのですが、どのように受けとめているのでしょうか。

加入料無料キャンペーンや、加入取次代理店や町内会への番組DVDの貸し出し、戸別訪問やイベント等の開催によるPRなど、さまざまな加入促進策を展開し努力していることには敬意を表するものであります。しかし、加入が進まない中にあることは、これまでの促進策に加え、さらに新たな強化策を講じる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、(2) 安定運営のための加入率はどのくらいかについてお伺いいたします。

ケーブルテレビ事業は、計画段階から合併特例債の活用などによる有利な財源確保が行われたものの、100億円を越すイニシャルコストは将来負担の観点からも大きな課題を抱えた事業でありました。しかしながら、情報共有による市民の一体感の醸成や、まちづくりを推進する上での効果、財政計画などを検証した上で、その優位性が認められて事業が展開されてきたものであります。

一方で、事業完了後の運営におけるランニングコストも懸念された課題の一つでありました。さまざまな角度からの試算の結果、加入率が全世帯の35%を確保できれば、イニシャルコスト分は別として、人件費を除くランニングコスト分は確保できると判断され、報告されたと理解しております。

しかしながら、計画時とは社会情勢にも変化があります。各種事業のさまざまな検証、研究を行いながら、より視聴者に喜ばれる番組制作やインターネット事業を展開し、加入率の向上を図っておりますが、ランニングコストも計画時よりは相当高くなっているのではないかと考えられます。現状で、人件費を除くランニングコスト分を安定して確保していくとすれば、どのくらいの加入率があれば充足することができるのでしょうか。

また、現状での運営形態を継続した場合、施設整備の市債償還分等を除き、人件費を含むランニングコストを充足させるためには、加入率はどのくらいあったら安定運営ができるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、(3) 民間移行への考えはについてであります。運営ランニングコストのカーや番組制作の専門性、特殊性、また将来の施設・設備の大規模改修や通信システムの更新などのハード面、独立採算制などを考慮すると、全面委託や指定管理者制度の導入など、民間移行による経営改革が必要と思うのでありますが、市ではその形態や時期、方向性をどのように考えているのかお伺いいたします。

簡単に民間移行といっても、受け皿の問題や将来の施設・設備整備などの財源確保、

市の意向に沿いながらの経営のあり方、その他さまざまな課題が生ずることとは理解するものですが、現段階での考え方をお伺いするものであります。

次に、（４）フェージング現象への対応はについてお伺いいたします。

ケーブルテレビでは、県内に系列局のないTBSが視聴できるよう、テレビユー山形との区域外再送信の契約を結びながら、魅力ある情報提供機関としての充実を図っておるところであります。そして、TBS番組が視聴可能を市民への加入促進PRの目玉としております。これによりケーブルテレビへの加入を決断した方も少なからずいるのではないかと推測されますし、実際、人気の高いTBS番組が視聴可能となったことで、加入者は大いに喜んでおります。

しかし、最近気象状況の影響とのことで、電波受信環境が悪化し、突然視聴できなくなることが頻繁に発生しております。いわゆる受信レベルが変動するフェージング現象による受信環境の悪化が原因とのことのようにですが、利用料を徴収してのたびたびの視聴不可状態はいかかなものかとの声もあります。

私の電波に関する知識はまことに乏しく、よく理解できていないのでありますが、フェージング現象にもさまざまな種類があるとのことでもあります。しかし、TBS視聴可能を加入促進の目玉にしながら、ただ気象条件の影響のために視聴不可との説明だけでは納得しない加入者が多いことも事実であり、丁寧な説明が求められるとともに、対応策を講じる必要があると思われま。

電波受信点などは申請当時、専門の技術者が詳細調査を行い、最良点を決定したものはと思いますが、いかに自然現象のためとはいえ、視聴不可の状態が頻繁に発生するとなると、その対策が望まれるのは当然であり、近年の電波技術の発達を考慮しますと、何らかの対処方法があるのではと思料するところでもあります。同じように電波で受信するBS放送では、先日のオリンピック放映においては、豪雨時の難受信の対策が講じられたようで、不鮮明ながらも視聴可能であったことなどからしても、何らかの対策を講じることができそうに思うのですが、いかがでしょうか。

次に、（５）告知放送活用時における操作指導はについてお伺いいたします。

ケーブルテレビ事業の効果は、番組視聴による情報共有はもちろんのこと、音声告知放送による情報伝達機能が最大の特徴であり、各方面で大いに活用すべき機能と考えます。

各家庭での端末機の設置場所はほとんどが居間でなかろうかと推察されますが、リアルタイムでの告知放送時においては端末機での音量調整ができないことから、送信側で適正に調整をする必要があります。しかしながら、朝夕の団らん時やテレビ視聴中において、端末機の音量が異常なまでに高かったりまた低かったりするために、騒音となったり内容がわかりづらかったりすることがあります。また、告知開始前が無チャイムで、突然に高音量での放送だったりすると驚かされることもあります。

さらに、イベントや事業のPR告知が数日間同じ内容で、しつこいと感じられるほどの回数で流されることなどもあり、せっかく情報伝達機能を活用していながら、受け止め方が逆効果となっている場合があったりします。

緊急事態を除く告知放送は、タイミングや音量等に留意しながら適切に活用しなければ不評につながると思われま。

ことで、さらに効果が上がるものと思われま

す。例えば、先日岩城地域で発生した台風7号災害による道路の全面通行どめの事案などは、告知放送でいち早く周知するとともに、あわせてテレビの情報ランドや文字放送を併用して周知する方法が最も効果的ではなかったかと考えますが、タイムリーには活用されなかったのではなかったでしょうか。

担当からは、市ホームページに掲載していますとの答えが返ってくることも推測されますが、緊急性や各年代への周知力を考慮すると、加入世帯数の状況にもよりますが、テレビ画面や告知端末機を活用したほうがより有効と考えますし、大いに活用すべき機能と思うのでありますが、いかがでしょうか。そのためには職員の共通認識が重要と思われま

すし、各担当部署への操作指導や、適正な放送内容、回数等のチェック体制などをどのようにされているのかお伺いいたします。

次に、大項目2、国道107号本荘道路の整備についてお伺いいたします。

その(1)次期工区の計画内容とスケジュール等はありますが、平成11年4月に国道道路改築事業として採択された国道107号本荘道路は、裁判所前交差点から蓼沼交差点付近までの2,000メートルを片側2車線で改良する内容で、平成19年度完成の予定で事業がスタートしましたが、平成15年9月に大幅に計画が変更され、当面は御門交差点から国道105号交差点までの約1,000メートルを優先区間として整備することになったものであります。

優先区間は昨年度完成の予定でありましたが、JR跨線橋のかけかえ工事がおくれた関係で1年延長となり、今秋ようやく完成の運びとなります。一部区間の完成ではありますが、待望の開通であり、大変喜ばしいことであります。

私は平成26年9月議会で、優先区間完了後の次期工区について一般質問いたしました。その時点では、県からは、交通状況や事業の費用対効果を勘案し、次期工区について検討していくと回答されているとの答弁でありました。しかし、優先区間がいよいよ完成を迎えるに当たり、次期工区は優先区間東側が予定されている模様で、当該地区への事業説明会も開催されたやに聞いております。そうしたことから、次期工区の計画内容とスケジュール等はどのようになっているのか伺うものであります。

次に、(2)本荘公園連絡橋架け替えとの関連はについてお伺いいたします。

本荘公園連絡橋、いわゆる三日月橋は、橋脚等の老朽化により間もなく解体、撤去されることで事業が進められております。

本荘公園連絡橋は、昭和33年の完成後50年以上経過しており、橋全体の老朽化が進んでいたことからかけかえ要望もありましたが、国道107号本荘道路整備において当該地を隧道化し、上部利用できるようにする計画を県と協議してきた経緯もあり、かけかえをせずに国道整備事業の着手時に詳細協議を行う計画であったと理解しております。

しかし、連絡橋の老朽化は予想以上に進み、このたび解体、撤去の運びになったものですが、国道107号改良の次期工区が東側になるとすれば、近年、国の社会資本整備総合交付金事業の配分枠も少なくなっていることからしても、当該地への工事着手は相当おくれることが予想されます。

本荘公園連絡橋は、本荘公園と鶴舞球場を結ぶ重要な橋梁であり、さまざまなイベント時や市民の日常の健康づくりにおいても有効に活用されてきた橋梁であります。市が

推奨するインターバル速歩の実施場所としても、市街地では車などの影響を受けない優良な歩行ポイント、エリアを構成する重要な橋梁でもあります。

こうした観点から、国道107号本荘道路整備において早期に隧道化が進められるとすれば、かけかえは不要であります。工事の着手時期が不明であり、相当な時間を要するようであれば、仮橋程度の連絡橋のかけかえが必要でないかと考えるのでありますが、県の方向性と当局の考え方をお伺いいたします。

あわせて、裁判所交差点から御門交差点までの区間は街灯がないことから、夜間は大変暗く、通行人は不安な気持ちで歩いております。当該区間の整備が相当おくれるとすれば、防犯上からも早急に街灯の設置を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大項目3、私道の市道認定基準についてお伺いいたします。

地方の消費力は停滞気味と言われる状況下ではありますが、国の経済対策の効果か、本荘地区の市街地周辺部では近年、先行の住宅地に連続しての宅地開発、造成、住宅建築が進められており、それに伴い車両の通行量も増加しております。しかし、連結する先行住宅地の道路の多くは私道であり、しかも未舗装の道路が多いのでありますが、なかなか整備できずにいることから、路面の破損や粉じんの飛散量が多くなり、沿線住民の生活に大きな支障をもたらしております。特に夏季間は厳しい状況にあります。

私道を市道に認定できる基準は現在、U型側溝つきで有効幅員が4メートル以上となっており、4メートルの場合は有蓋側溝となりますが、当該道路敷を市に寄附採納することになっております。

現況において、基準外の不足部分を条件に合致させるために改良整備する場合は、私道等整備補助金交付要綱を活用して整備することができますが、近年、先行住宅地は空き家等が多くなり、また各世帯も高齢化していることなどから、補助金を活用したとしても多額の事業費の捻出が困難な状況にあります。

こうしたことに鑑み、健全な市民生活を保持し、安全・安心のまちづくりを進める上でも、状況によっては認定基準要綱第3条第3項に定める、市長が認める場合の特別条項に照らし合わせて、基準、条件等を緩和することはできないものか、お伺いいたします。

次に、大項目4、スポーツ立市宣言とスポーツ振興計画についての質問に入りますが、一般質問の通告締切日は8月19日でありました。この項目については、8月3日に開催されました議会全員協議会での説明をもとに通告しておりましたが、昨日、本会議終了後に再び議会全員協議会が開かれ、内容修正などの説明がありました。そのために既にお答えいただいていた部分もあろうかと思いますが、通告に従い質問いたしますので、答弁方よろしくお伺いいたします。

初めに、(1)スポーツ立市宣言の意義と目的はについてであります。

現在、市では、市民に生涯スポーツ意識を普及・定着させ、その実践として、主体的に行動する力を核とした地域づくりを展開するとともに、スポーツ活動や健康づくりを通じた元気なまちと、各種産業や観光などと有機的に結びつけて地域の活性化を図っていかうとする姿を市内外に示すため、来る10月10日にスポーツ立市宣言を行う計画を進めております。そして、現在策定中のスポーツ振興計画は、単に国のスポーツ基本法にのっとっての策定というだけでなく、スポーツ立市を進める上での具体的な展開、方策

を示すものだと理解しております。

しかしながら、議会全員協議会で示された計画案は、未定稿のものではありましたが、内容がこれまでの総合計画や教育指針で示されてきた概要と余り変わらない、立市宣言を契機に新たに取り組む具体的施策が見えづらいと感じました。スポーツ振興という視点での計画書であることから、各種産業との結びつきや行動計画などは少しあらいすづらひのかもしれませんが、スポーツを核とした地域振興をどのように進めるのか、具体的に示すべきと感じております。

市では10月10日のスポーツ立市宣言をあらゆる機会に予告しておりますが、これまで述べたようなことに鑑み、市長は立市の意義、目的、そして自身の思いなどをどのような内容で示していこうとしているのか、お伺いいたします。

次に、(2) スポーツ振興計画策定による具体的展開についてお伺いいたします。

(1) での質問と重複した伺い方になる部分もありますが、スポーツ振興計画そのものに関する具体的内容ということで、御容赦願いたいと存じます。

先ほど述べましたようにスポーツ振興計画は、スポーツ立市宣言の具体的行動指針となる計画と理解しておりますが、内容はこれまでのものとほとんど変わらず、スポーツ立市として新規に進めるものや、重点的に推進する施策が見えづらいと感じています。

また、策定スケジュール表には記載されておりましたが、今議会に提案されているスポーツ振興まちづくり条例制定の文言も見当たらず、議会全員協議会での説明もなかったと記憶しております。

議会全員協議会では、計画書は方針だけ示したものであり、具体的施策は総合計画の実施計画で示していくとの説明であったかとは思いますが、スポーツ立市を標榜する個別計画であることからしても、体系的に施策内容をもう少し具体的に示すべきと考えるものです。国のスポーツ基本法にのっとりた計画策定という視点だけでなく、立市宣言を契機に、スポーツを核として他のまちづくり施策とどう有機的に結びつけていくのかなどを、もう少し体系的かつ施策展開が具体的に見えるように踏み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、新規に取り組んでいく施策、方向性が示されている部分もありますが、「第5章 実践的な取り組み」においては、これまでに実施されてきた事業の経過が羅列されているだけで、今後どのように展開していくのかなどは不明であります。立市宣言を契機に、スポーツのまちづくりの主体事業としてさらに充実した展開をしていくのだとすれば、今後の方向性を具体的に示すべきと考えるのでありますが、いかがでしょうか。

次に、(3) トップスポーツの解釈についてお伺いいたします。

振興計画では、トップスポーツへの支援と連携によるスポーツ振興を図るとされております。内容は、本市出身のプロ選手への支援態勢と、県内にあるプロチームとの今後のかかわり方を示したものと受けとめました。

国内外におけるトップレベルのチームやアスリートが、地域や学校などでスポーツ貢献をすることを初め、さまざまな地域づくりに参画いただくとともに、そのチームを応援していくことには異論はありませんが、プロチームが存在する競技のみがトップスポーツではないとも考えます。アマチュアスポーツであっても、国内外でトップレベルにあるチームやアスリートを招聘、支援しながら地域づくりに貢献してもらう事業などは

大いに展開すべきと思うのでありますが、振興計画におけるトップスポーツとはどのような範囲、競技を指しているのか、その解釈と考え方を伺うものであります。

最後に、大項目5、体育施設整備からについてお伺いいたします。

その(1)体育施設における備品・消耗品の整備についてであります。各地域の公共施設や体育施設の使用料は、軽減措置はあるものの、行財政改革の一環から、公平性を考慮してほとんどの施設が有料となりました。しかし、設備や備品、用具等の消耗品が適時に更新、補充がされていないとの声があります。ましてや無料で使用できる施設の場合の対応はもっと遅いのではないかと推察されますが、財源、予算との関係かとは理解しているものの、どのような基準で更新、補充が行われているのかお伺いいたします。

中でも、国土交通省から占用許可で整備し、無料で利用されている田頭運動公園のグラウンドゴルフ場においては、芝刈り等の管理は協会に協力いただきながら実施し、利用の促進を図っております。その芝刈り機も買いかえいただき、協会の皆さんも大変喜んでおります。また、ゴールポストやフラッグ、スタートマットなどの用具は、ほとんどが協会の好意により更新、補充しているのが現状であります。

しかし、協会も会員の高齢化と減少が進み、協力できる財源確保が困難になってきているようであり、グラウンドゴルフ場は協会員のみならず、一般市民も協会に準備した用具を使って多くの方が利用している状況であることからしても、備品、用具等については市側で適切に更新、補充していただきたい旨、協会から要望されているようであります。

体育施設におけるサークル等の定期的利用者からは、卓球のボールやシャトルなどのような消耗品はみずから用意していただくことは当然と思っておりますが、一般市民と共用で使用する用具などは、施設管理側で適宜準備、更新すべきものと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 芋川桜つつみパークゴルフ場の拡充についてお伺いいたします。

近年人気上昇中のパークゴルフ場は市内に5カ所あり、特に八塩パークゴルフ場は18ホールが増設中で、6コース54ホールを持つ東北でも屈指のパークゴルフ場として生まれ変わることになり、多くの愛好者が喜んでおります。他のパークゴルフ場も、コースの形状や気象条件などには差異はあるものの、それぞれの特徴が生かされながら、市民はもとより市外からも多くの方々が訪れ、利用いただいております。

その中で、芋川桜つつみパークゴルフ場は市街地に近く、いつでも気軽に利用できるとともに、沿岸部であることから、冬期間の降雪も少なく利用期間が長いことから、特にシーズン初めや終盤には利用者数が多くなると伺っております。

しかし、当該パークゴルフ場は、芋川河川改修事業において旧河川の廃川敷を活用整備されたことから、開設当初からその広さや排水などに課題があったようです。幸い、当局の御理解により、昨年度排水などについては改善整備され、利用者からは喜ばれておりますが、コースの広さは変わっておらないことから良好とはいえない状況にあります。特に北側のつつじコースは狭隘で、隣りホールと超接近して重なってしまったり、短距離のホールしか設定できない状況にあります。

市街地という地理的優位性や気象条件などを考慮すると、現況を幾らか拡大すること

でさらに良好なコースとなり、利用率の増加につながると考えられますが、拡大整備することができないものなのかお伺いたします。

以上、5項目にわたって質問いたしました。が、当局の前向きな答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

【9番（渡部聖一君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 渡部聖一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、ケーブルテレビ事業についての（1）加入促進の強化策はについてお答えいたします。

ケーブルテレビの加入率は、本年7月末現在、全域整備後の平成22年当時より1,324世帯、率にして4.17%と少しずつふえてはおりますが、地域によって差があるのが現状であります。この原因につきましては、ケーブルテレビのメリットや魅力について市民の皆様に伝え切れていないことが考えられます。

加入者を対象としたアンケートや聞き取り調査では、本市の歴史、自然などの魅力やさまざまな市民の活動を知ることができる、音声告知放送で火災などの情報を知ることができる、IP電話で無料通話ができるなどの声が寄せられております。なお一層の加入促進を図るためには、こうした加入者の生の声に対応した番組内容の充実や、さまざまなメリットを直接お伝えする取り組みが重要であると考えております。

このため、今年度は大河ドラマ「真田丸」と連動した形で、御田の方の特集番組や、法体の滝などを小型無人航空機で撮影した鳥海山・飛島ジオパークの特集番組を放映するなど、内容の充実を図っております。さらに、加入金無料キャンペーンに加え、町内運動会などで特設ブースを設置し、取材と同時に加入PRを行うという新たな取り組みも実施しております。

今後は自主防災など、市民ニーズの高いテーマの番組を企画するとともに、多くの市民の皆様が集まる場でメリットをPRするほか、未加入者に対するアンケートを実施するなど、加入促進に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）安定運営のための加入率はどのくらいかについてお答えいたします。

ケーブルテレビ事業は、平成17年度から順次延伸し、平成22年4月から市内全域で視聴できるよう整備されております。

平成27年度決算ベースで試算したところ、人件費を除くランニングコストは34.98%の加入率で確保されております。

このランニングコストは、整備事業後、機器の更新や伝送路支障移転などでふえておりますが、利用料金収入も加入世帯の増加によりふえており、一定の収支バランスが保たれたものと考えております。

また、現状の運営形態で市債償還分を除き、人件費を含むランニングコストを確保するには、約43.6%の加入率が必要と見込んでおります。

次に、（3）民間移行への考えはについてお答えいたします。

ケーブルテレビ事業につきましては、平成25年度から伝送路施設の保守管理業務と番組制作のための取材業務の一部を外部委託し、効果的、効率的な運営に努めているとこ

ろであります。今後はデータ通信量の増加への対応や4Kテレビ放送など、新技術への対応が求められております。

これらを含め、安定的な運営を目指すためには、指定管理者制度や、市が所有する通信設備を貸し出し運営してもらうなど、運営形態の見直しも視野に入れた検討が必要と考えております。現在内部検討を始めており、今後、より具体的な比較、検討を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（４）フェージング現象への対応はについてお答えいたします。

テレビユー山形の区域外再送信は、山形県鶴岡市にある中継局から送信され、本市松ヶ崎地区の専用アンテナで受信し、ケーブルテレビ加入者宅へ再送信しております。

御質問のフェージング現象は、鶴岡市から松ヶ崎までの距離が長いため、気温や湿度の上昇など、気象条件により電波が弱くなったり大きく屈折したり、受信点に到達する前に減衰してしまう受信障害であります。

市といたしましては、この受信障害を少しでも軽減できないか、専門業者と相談し、6月20日に仮設アンテナの実験をした上で、8月2日に受信用アンテナを最新のものに更新し、電波を拾いやすくする改良を実施いたしました。このことで受信障害を軽減できるものと考えております。

改良後のフェージング現象に伴う受信障害の状況については、今のところ落ちついていますが、季節の変わり目などには発生が予想されます。引き続き監視体制を強化し、最善を尽くしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（５）告知放送活用時における操作指導はについてお答えいたします。

音声告知放送は、市が無償で希望者へ提供し、市からのお知らせを初め、全国瞬時警報システム、Jアラートと連動して、各種情報が伝達できるシステムとなっております。

音声告知放送については、CATVセンターや市役所本庁舎、各総合支所、消防本部などでそれぞれ運用しております。

御質問の操作指導については、本年、これらの各拠点に出向き、操作マニュアルを確認しながら担当課へ周知しておりますが、マニュアルの内容を再検証し、災害時の放送基準を含め、利用者側の立場に立った放送となるよう職員間に周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、国道107号本荘道路の整備についての（１）次期工区の計画内容とスケジュール等はについてお答えいたします。

国道107号本荘道路の整備の次期工区については、平成28年3月2日に地権者を対象とした事業説明会を開催しており、一番堰交差点から東側へ、計画道路幅27メートルで約500メートルの部分に着手するとのことでありました。

今年度のスケジュールについては、ことしの4月に発注した用地測量の結果をもとに、10月ごろに用地買収等の説明会を予定しており、11月以降には一部用地買収を進めるとのことであります。

平成29年度以降については、引き続き建物調査と用地買収を実施し、ある程度の道路用地を確保した後、工事に着工し、おおむね5年から6年の事業期間での工事完了を予定していると伺っております。

次に、（２）本荘公園連絡橋架け替えとの関連はについてお答えいたします。

本荘公園連絡橋につきましては、国道107号で分断された公園内の連絡橋として市民に親しまれてきた橋であります。完成から50年以上経過しており、昨年度に実施しております連絡橋点検業務により、老朽化によるコンクリート等の剥落、劣化が著しいことから、今年度撤去工事を行うところであります。

新たな連絡橋の整備につきましては、県事業の拡幅整備とあわせ、隧道化により道路上部を通行できるように計画しているところであります。

なお、国道107号本荘道路整備については、現在一番堰交差点から東側の整備を優先して着手しており、本荘公園周辺の整備は早くても5年後からの整備と見込まれ、整備までの期間、公園利用者には御不便をおかけいたしますが、連絡橋撤去による仮橋の整備は費用対効果の面から大変厳しく、市道鶴舞球場線を利用させていただきたいと考えているところであります。

今後も引き続き、国道107号本荘道路の本荘公園周辺の早期着工を県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、裁判所から御門交差点区間の国道の街灯については、設置間隔も約100メートルと長く、地形的にも防犯を考慮する必要があると考えておりますが、街灯の設置により斜面構造物の安定に支障とならない工夫が必要となりますので、道路管理者である県と設置に向けて協議を進めてまいります。

次に、3、私道の市道認定基準についてにお答えいたします。

現在の宅地開発では、市道認定を前提とした協議を行いながら整備しており、基準を満たしていない先行住宅地の私道を市道認定することは、公平性の観点からも難しいものと考えております。

市道認定基準は、市が管理する上で最小限必要な幅員や道路構造などを定めているものであることから、今後も現行基準を遵守してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、スポーツ立市宣言とスポーツ振興計画についての（1）スポーツ立市宣言の意義と目的はについてお答えいたします。

私は、スポーツは健全な心と体の発達を促すとともに、礼節、他を思いやる心、忍耐力、感謝の心などを培い、知・徳・体のバランスのとれた社会人としての基礎をつくり上げる上で不可欠なものであると考えております。

先ほど大関議員の御質問にもお答えいたしました。私は、全ての世代においてスポーツを楽しめる環境づくりに努めながら、市民と一体となり、スポーツ振興に積極的に取り組んでいるところであり、スポーツによる豊かな地域づくりを目指すスポーツ立市由利本荘を10月10日に宣言いたします。

特に、現在建設中の（仮称）由利本荘アリーナは、北東北随一の魅力ある施設となり、プロスポーツや全国規模の大会、スポーツイベントを積極的に招致し、観光部門などと協働しスポーツツーリズムにつなげ、地域経済の活性化とにぎわいの創出に努めてまいります。

また、本市出身のトップ選手の応援態勢と活動支援の強化を図るとともに、トップチームと連携しスポーツ教室を開催するなど、スポーツ振興を図ってまいります。さらには、本市にゆかりのあるアスリートの方々をスポーツ振興大使に任命し、本市の応援団

として活躍していただくこととしております。

こうした取り組みを通して、する、観る、支えるスポーツ振興を、家庭や地域、学校、スポーツ関連団体、事業所と行政が一体となり推進することで、健康づくり、地域づくりにつなげ、躍動と活力あるまち、スポーツ立市由利本荘を築きたいと考えております。

次に、（２）スポーツ振興計画策定による具体的展開は、（３）トップスポーツの解釈はと５、体育施設整備からについては、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 渡部聖一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、４、スポーツ立市宣言とスポーツ振興計画についての（２）スポーツ振興計画策定による具体的展開はについてお答えいたします。

由利本荘市スポーツ振興計画は、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」の基本政策に基づく、スポーツを通して躍動と活力あふれるまちづくりに取り組もうとするものであり、スポーツを通してのまちづくりを実現するための基本的な考え方を示す計画と位置づけております。

スポーツ振興計画は、スポーツ関連団体や学校関係、市民団体などの代表者と有識者による策定委員会の御意見と市民アンケート結果をもとに、国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画を踏まえて策定しております。

また、市議会には素案として提示させていただき、皆様方からの御意見を反映させながら、基本的な計画として策定してまいります。

なお、振興計画の素案の「第５章 実践的な取り組み」については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、本市の伝統あるスポーツの継承、発展を目指すものとしたいとの考えから記載しております。

スポーツを通し、健康づくり、地域づくりにつなげ、躍動と活力あるまちスポーツ立市由利本荘を築くための個別施策については、毎年提示しております由利本荘市の教育で示してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）トップスポーツの解釈はについてお答えいたします。

スポーツ振興計画におけるトップスポーツの解釈については、プロスポーツに限らず、アマチュアスポーツでも国内外で活躍しているトップアスリートやスポーツチームへの応援態勢と活動支援の充実を図るとともに、スポーツ大会やスポーツ教室で市民がトップアスリートと交流できる場を提供するよう努めようとするものであります。

したがいまして、特定の競技やチームを示したのではなく、トップスポーツイコールプロスポーツ選手やプロスポーツチームに限ったものでもございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、５、体育施設整備からの（１）体育施設における備品・消耗品の整備についてにお答えいたします。

市内にある体育施設につきましては、スポーツ課及び各地域の教育学習課で管理しており、体育施設の備品や消耗品の整備は、老朽化や破損などによる危険性や緊急性、使用状況を見きわめながら、限られた予算の中で効果的な整備に努めているところでござ

います。

田頭河川運動公園については、平成19年に子吉川河川環境整備事業で多目的広場や階段、散策路、堤防側帯の整備が行われ、これまで以上に利用者の利便性が図られたことと、無料で利用できることから、グラウンドゴルフの利用者も増加しております。

河川運動公園の芝刈りは、本荘グラウンドゴルフ協会の協力をいただき、市と連携しながら整備しており、グラウンドゴルフ場への砂の補充などは毎年実施しており、利用者には支障がないように維持管理に努めているところでございます。

施設の備品や消耗品などの更新と補充については、定期的に点検を行い、状態を見きわめながら協会等と協議を重ねてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2) 芋川桜つつみパークゴルフ場の拡充についてにお答えいたします。

市内にあるパークゴルフ場のうち、教育委員会が管理する施設は、芋川桜つつみパークゴルフ場と、新鶴潟公園パークゴルフ場の2カ所であります。

芋川桜つつみパークゴルフ場については、平成18年に芋川河川改修による旧河川敷の有効活用として、都市公園事業により整備したものであります。

これまで、コースや駐車場の排水対策について改修を行い、規模は小さいものの、良好なコンディションでプレーしていただいていると考えております。

また、市ではコース条件の異なる市内全てのパークゴルフ場で利用できる共通回数券と共通シーズン券を発行し、利用者への利便性を高めているところであります。

芋川桜つつみパークゴルフ場敷地の拡張につきましては、周囲が民地であることや、都市公園事業が既に完了していることもあり、今後の環境整備等について研究を重ねてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君、再質問ありませんか。

○9番（渡部聖一君） 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

大項目1のケーブルテレビ事業についての(1)加入促進の強化策はありますが、非常に担当の職員の方々、努力しておりますし、番組も大変見やすくなってうれしいと私は思っております。

市民の方の力もかりながらいろいろな番組を制作していることについては、大変いい方向で進んでいるというような形で受けとめております。各町内会のいろいろな事業等でのPRとか、そういうものも展開しているようではありますが、実際、市民が、市民がという言い方をするわけなんです、加入されていない方々へのPRとして、ちょっとモニターするところが少な過ぎるのかなというような思いもあります。これまでいろいろところでモニターしている実績もあるわけですが、それが注目されないところが多過ぎるのかなというようなところもありますので、もう少しその辺を研究をしながら、メリットとか、そういうものを訴えていくべきではないかと思っております。もしそういうふうな展開も考えているとすれば、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 小野副市長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 小野副市長。

○副市長（小野一彦君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

御質問は、まだ加入していらっしゃる方々へのモニターの場の拡充といえますか、そういう御質問でございました。

聞き取りですとかアンケート調査によりますと、実際に、この4カ月でも全体の新規加入者は150世帯あったんですが、その約6割が世帯数が多い本荘地域でございます。そういう各地域の状況に応じまして、多くの方が集まる場所、例えば大きな病院ですとか、あるいはカダーレですとか、そういうようなところに、いろいろなテーマに基づいて、先ほど市長答弁ありましたように、加入者の生のメリットみたいなものをそうしたモニターの場でお伝えするということが非常に大事だと考えておりますので、多くの皆様が集まる場所でのPR、そして加入者と未加入者が口コミでPRし合うような場の拡充について、私たち職員が頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） ぜひそういうメリットを示しながら、加入促進を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく研究のほどもお願いしたいと思います。

（4）フェージング現象への対応はですが、仮設中継局をつくって調査中という話がありました。それについてちょっと確認ですが、その辺は専門的なところに委託されて受信状況等の調査をされているのでしょうか。確認したいです。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 企画調整部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） フェージング現象についてということでございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、6月20日に松ヶ崎の現在アンテナ設置しているところに仮のアンテナを立てまして、受信状況の実験をしております。それに基づきまして、8月2日に新しいアンテナに交換いたしました。ですので、新たな中継局の設置ということではなくて、受信している松ヶ崎受信点でのアンテナの改良ということを実施して、少しでも軽減できないかということで対応させていただいたということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） 先ほどの答弁を伺っていて、中継点等にアンテナを設置して、その辺の減衰する部分を補っていくのかなというように思いもあって伺っていたんですが、今お話を聞きますと、松ヶ崎の現在のところの脇に仮設アンテナを立てて、今調査しているということでありまして。その結果を見なければとらえることはできないかもしれませんが、もしそこでも余り症状がよくないとすれば、多額の予算がかかるかもしれませんが、やはり中継局とかそういうものも考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、将来的にそういうことも考えているとすれば、その辺の対応を確認したいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） 6月20日に仮のアンテナで専門業者から調査していただきました。その結果、前のアンテナよりは幾らか受信状況がよいということが確認され

ましたので、8月2日に新たなアンテナに設置をかえたところでございます。ですので、その状況をこれから見ながら、今後のことはそれなりの対応を考えていくという段取りになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） わかりました。

それとあわせて、（5）告知放送活用時における操作指導はについても、職員の研修というか、指導等については徹底していくということで先ほど伺いましたので、ぜひお願いしたいなと思っております。

やはりどういう形で流すかというようなチェック体制もきちっとしていかないと、担当課に任せただけという形ではなかなかチェック体制が整わないと思いますので、その辺何かチェックする機関を設けながらやるとか、体制強化を図っていただければと思っておりますので、そういう方向性についてもし考えあればお伺いしたいのですが。よろしく願いします。

○議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。

○企画調整部長（佐藤光昭君） ただいま議員おっしゃられたような方向で検討して、そういう体制をつくってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） よろしく願いしたいと思っております。

大項目2の国道107号本荘道路の整備について再質問させていただきたいと思っております。

（1）次期工区の計画内容とスケジュール等については、伺ったとおり5年から6年でこの後整備されていく方向で、県のほうで進められているということでもあります。

（2）本荘公園連絡橋架け替えとの関連はになりますが、西側のほうの整備は五、六年後から入れるという認識でおられるという答弁だったような気がしますが、それから事業がすぐ着手、着工されるのであれば五、六年後となると思うんですが、ある程度スパンが出てくるとすれば、10年ぐらいはかかってしまうのではないかなということでもありますので、仮設等のレベルの問題もあるんですが、財源的にも単独費なのかどうかわかりませんが、その辺はその後の県の事業との関連も協議しながら、補償でやれるかどうかというようなことも出てきますので、その辺との見きわめもしていただければ、余り皆さんに迷惑にならない範囲で活用していただければいいかと思っておりますので、その辺の考え方、もしあればお話しをお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） この件につきましては、先ほど私が答弁をしたとおりであります。補足として建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、西側の本荘公園周辺の道路整備には、早くて5年程度かかる見込みであります。今渡部議員が申されましたように、西側にかかったとしても、それが完成するとすれば、10年程度の時間を要するものと思っております。

ただ、仮橋という位置づけにしましても、国道107号という交通量の多い道路の道路上にかかるものでありますので、仮橋といえども堅固で耐久性が求められるような状況

もあります。その辺、県とも協議しながら、国道107号本荘道路整備の促進をお願いするとともに、今後の連絡橋への対応も協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） 御理解をいただきたいというお願いであります。やはり使っている方々がかなりの期間我慢しなければいけないということになるかと思ひますし、あそこは結構毎日の散歩とかいろいろな形で使われておりますので、その辺のことについてもう少し研究をしていただきたい。県とある程度は協議していってもらいたいということをお願い申し上げたいと思ひます。

先ほど質問しましたので結構ですが、街灯については確かに道路管理者は県です。道路管理者側の考え方があろうかと思ひますが、御手作堤の周辺歩道を活用するとすれば、半分ぐらい使えるはず。市有地でありますので、立派な街灯という形でなくても、やはり通行される方が余り暗くて防犯上もよくないというのであれば、少し程度を落としてでも歩行に支障のない明るさを求めていただければと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大項目3の私道の市道認定基準についてであります。確かに言われるとおり、条例上の問題、要綱上の問題はありますので、それを遵守するというのは当然であります。先ほど言ったように、現場というか当該地のほうは、空き家が多くなったり高齢者だったりして、やはりそういう事業費の確保というのはなかなか、難しいわけあります。何らかの柔軟的な対応をしていただきながら、市民の方々が毎日の生活を安全に安心して暮らせるような環境にしていいただければと思ひておりますので、そういう方向もある程度許していただけるというような方向がもしあるとすればお伺ひしたいんですが、その辺の柔軟的な考え方はないのでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

私道認定という、市道への寄附採納ということになるとなかなか難しいものもあるかと思ひます。ただ、維持管理についてそれぞれの道路、空き家問題も含めまして、それぞれの道路の持っている実情というのは違ふと思ひますので、御相談いただければ市でできることを検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） ありがとうございます。そういう形で、いろいろ相談に乗っていただければと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

大項目4のスポーツ立市宣言とスポーツ振興計画についての関係ですが、（1）スポーツ立市宣言の意義と目的については、先ほど市長から答弁いただきました。日ごろから市長はそういう思いで、形でお話いただく機会があるわけですが、であれば、もう少し基本計画の中に思いをきちっと訴えていけるようなものをアピールしていくような指示をしていただければよかつたのではないかなと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） スポーツ立市宣言の意義と目的については、先ほど私の気持ちも含めて答弁をさせていただいたとおりであります。
- 議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。
- 9番（渡部聖一君） 私が再質問させていただいたのは、意義と目的についてはそういう形で理解しておるわけですが、だからこそ、もう少し振興計画の中でその辺をきちっとアピールする、強調するような形で文言整理をしながら示すべきでないかなという思いを、今ちょっとお伺いしたかったんですが。
- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 担当である阿部副市長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 阿部副市長。
- 副市長（阿部太津夫君） ただいまの渡部議員の再質問にお答えします。

先ほどの質問の中にも、今回、皆さん見てないでしょうが、第5章のところですが、伝統あるスポーツの継承、この辺のことについては触れられて、逆に、新規のもの、あるいは重要性といったものについて少し足りないのではないかという御指摘を受けたところでございますが、昨日の議会全員協議会の中で、新たな取り組みとそれから発展という新しい項目の中で、3点ほどこれから取り入れる施策について提示をさせていただいたところであります。その中にはチャレンジデーによる地域への一体感の醸成であったり、インターバル速歩の普及だったり、それから、仮称でありますアリーナの有効な活用ということに触れてございまして、そのアリーナの中では、今回の3要素の中にもあります観る要素、これに大きな力を入れていこうということであろうたっているところでございます。由利本荘市、平成30年の秋には、新しい舞台となるアリーナが誕生いたしますので、それを拠点とした重大的なスポーツの取り組みについて、このスポーツ振興計画にもうたつたつもりでございまして、御理解をお願いしたいと思います。

- 議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。
- 9番（渡部聖一君） 今、これから（2）でちょっとお伺いしようかなと思っていたんですが、私が（1）で市長に伺ったのは、そういう思いをもう少し計画の中に出すという形をとっていったほうがいいのではないかとということでありますので、私の意見として、この後修正等々がある中で検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

具体的に（2）スポーツ振興計画策定による具体的展開はでお伺いいたしたいのですが、質問でも述べましたように、私が8月3日の素案について通告しておりますので、きのう大変修正されたもの、追加されたものが出てきておりましたので、ちょっと私も戸惑っている部分があるんですが、かなり前よりは踏み込んだ形で、しかも体系的なものもある程度加えられて記述されてきたと、構成されてきたというものがありますので、もう少し意見をもらいながら、この後手直しされると思いますので、その辺についてはよろしく願いしたいと思うのでございますが、今たまたま副市長から第5章の話がありました。先ほど私もちょっと触れましたが、これまでやられてきた事業を伝統の継承という形で載せておくのであれば、それはそれで理解はするんですが、でもそれをどうやってこの後、拡充しながら展開して主体事業になるかということが、ちょっとやはり

示されていないのではないかなど。そのほかもですが、目標とその施策の展開のつながりが網羅されておりますが、少しやはりきちっと明確にあらわしていかないと、計画としては見えづらいのではないかなどというような思いがあるわけです。

その辺も含めて、個別計画としての充実というか、そういう立市宣言をする、立市を目標とする中で体系的なものを書き込んでいただけないかなど思っておるんですが、その辺、先ほど言った継承する中でどう展開していくのかという具体的な物の考え方はないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 渡部聖一議員の再質問にお答えしたいと思います。

答弁のほうでも述べたところでございますが、あくまでもこのスポーツ振興計画については、基本的な考え方を示す計画ということで、まず一つ位置づけているということが大前提でございます。

ただ、議員御指摘のように、具体的なものとして、まず我々ここです、合併して10年以上になって、どこで何をやっているか、やはりこれが各地域の特色をどんどんあらわして、もっともっと確認し合わなければいけないことが、私はこの十何年も教育長やっていて、いろいろなところに全て参加しているんですが、よくわかります。

例えば剣道大会がある。鳥海弘毅杯。この大会、一般の人はそう出ていない。小・中が中心である。これを全市に、これをどうして広げることができるのだろうか――

やはり歴史的な経緯にひとつ大きく学ぶ種目がいっぱいあるんです。バレーボール大会ですね。由利高校のかつての監督が、やはり全国をさまざまな形で歩いた伝統的な大会。これ年に3回あります。3回。ただ、名称をつけているのが一つあるんですが、これもいろいろな経緯を越えてきている。それからまず野球はあり、ソフトボールはあり、ボートあり、いろいろなのがあります。しかし、私はそういう歴史的なことを踏まえなければ、市民は共同体としてもっともっと一致しないだろうとの思いで、この振興計画の基本的な計画の中に、第5章としてまず振り返っていただきたいということと、市民が結束する、周りの手を結べるところについては、これから例えばシャトルバスを出したり、地域と地域をもっと連携したい。

例えば、ボート大会をやっているときに、西目でマラソンをやっているんです。山田敬蔵選手も来たことがございました。そういうマラソンをやっています。そうしたときに、役員はやっぱり二手に分かれながら、ただ、バスはちょっとう、行き合うだとか――1市7町、これが合併したわけですから、どこかでつながるスポーツを目指したい。それをこの計画にはまだ盛り込んでいません。だけれども、そういう要素を我々が感じ取っていくのではないか。これがスポーツ振興計画の基本だと私は思って、そのところをよしというようなことで、委員の皆様方にも協議をいただいたし、そしてつくっていただきました。ですから、これから学校教育の指針等、由利本荘市の教育の中で少しずつやりながら、それからもちろん皆さんの意見を聞きながら、そして議員御指摘のもっと具体的なところという、そういうのも少し出しながら、完成にいきたいと、このような願いを持っているところでございます。御指導よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） 教育長の熱烈な御意見というか、考え方をお伺いしましたので、

この後いろいろ修正すると思うのでありますが、これは伝統の継承という項目で書かれております。どうしてここに書かれたのかというところがポイントだと思うのであります。

いろいろな形の中で伝統のある競技は、競技というか事業、行事は、これのほかにもいろいろやられてきております。各競技団体でいろいろとあるわけですから、伝統の大会の継承というだけであれば、いろいろな形でやられているものをもう少しいっぱい紹介できるのでないかなという気がします。だからこそこれをあえて載せたのは、これを主体事業としてもっと取り組んでいくために載せたのかなと受けとめているわけです。

だから次の展開が、今言われたように、これから足し算するというようなお話をしたので期待しておりますが、次の展開にどう結びついていくのかというあたりがないと、ただ継承したものの羅列だけに終わってしまうのでないかなと。継承するというだけの、紹介の羅列で終わってしまうのでないかということで、もっと具体的に次の展開を書き込んでいくべきじゃないかというのが、私が先ほど伺ったとおりでありますので、その辺の考えがありましたら、再度お伺いします。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 御指摘の具体的にどうやっていくかということについては、答弁もさせてもらったのですが、いわゆる由利本荘市の教育という中で具体化は図っていきたいというのが一つであります。

今おっしゃられた伝統的な、いわゆる我々の歩みからにじみ出ているスポーツ種目に加えて、先ほど答弁の中でありましたが、例えばチャレンジデーのことであるとか、あるいは、いわゆるスポーツも非常に多様化してきています。いわゆる生涯スポーツ、例えばペタンクであるとか、あるいは野外のスポーツもいっぱいございます。そういう多様化にどう応えていくかというようなことなども踏まえながら、そうした具体的なほうで記述していければと思っていますので、御理解よろしくお願いします。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） 私と教育長のその辺のちょっと認識というか、人の違いだと思うんですが、やはり具体的に毎年何をやっていくかとかそういうものについては、教育指針、由利本荘市の教育だとかそういうもので示すというのは、それは異論はございません。ただ、基本計画としてやるものに対して、目標とそれに対する大まかな施策の部分がやはりはっきりわかるような形で位置づけられてないと、何のための基本計画の内容になっているのかというのが見えないのでないかなという思いの中で、今話しているつもりであります。それを、こういう事業あります、こういう事業ありますと具体的なものについては、毎年ローリングもされますし、変わっていくと思いますので、基本的な目標、それとその目標を達成するための施策的な、もう少し踏み込んだものについては、やはり基本計画の中に明示していくべきものと思っていますので、その辺をよろしくお願ひしたいという要望にしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、（3）トップスポーツの解釈については、先ほどお答えがありました、いろいろな形で、プロだけでなくアマチュアも含めてというお話でしたので、今ちょっと重複した意見になりますが、やはりそういう、具体的にこんなことをやりますよと、アマチュアであってもプロであっても、市民とこういうふれあいの仕方をしますよとい

うようなことを、少しやはり書き込むべきでないかなというようなどころがありますので、もしその辺をお考えもあわせてありましたら、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしますが、議員のおっしゃるとおりの解釈でいいのかなとこのように、大体大きな範疇の中に入っていると理解しておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） そうすれば、大項目5、体育施設整備からに移らせていただきますが、（1）体育施設における備品・消耗品の整備については、適宜危険性、それから緊急性なども考慮しながら、予算の範囲内で更新していくと、生涯学習課等管理側できちっと確認をしながら補修するというお話でしたので、そういう形のものをぜひ徹底していただきたいなとお伺いしたいと思います。

ただ、先ほど田頭運動公園の話の中でお話ししましたように、グラウンドゴルフ協会等で設置しているものについては、やはりそれを全部物を出させて、それを一般市民に使わせていくという姿は余りよくないということで私も受けとめておりますので、一気に全部毎年かえなさいというわけでなくて、やはり壊れた部分とか老朽度を見ながら、市側で少しその物については準備してあるという姿勢をとっていただきたいと思っておりますので、もしその辺のお話ありましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしますが、一般的なことにはなりますが、多くの協会の方々それぞれ協力し合いながら、補充していただいたり、いろいろ話し合いを進めながらやっているのが現状でございます。

補填する道具だとか、あるいは消耗品的な、まず個人で持たなければいけないようなものとか、そういうものも協会ごとにもいろいろ違うわけですが、そうした面も話し合いを深めながら今後うまくやっていくという方向で、御確認いただければありがたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） よろしくその辺の協議、相談をきちっとやりながら、いろいろな施設の環境整備についてはよろしくお伺いしたいと思います。

最後に、（2）芋川桜つつみパークゴルフ場の拡充についてですが、確かにいろいろな形で整備していただいておりますが、そこはそこなりのコースだということで受けとめながら利用していただければよろしいのですが、やはりやっている方々がもう少し周辺まで拡大していただければというような思いの中で、いろいろな声を出してきて要望しているのだと思っております。

何でもかんでも要望を聞いてやればいいという受けとめ方ももちろんしてはおりませんが、利用率が上がりながら中途半端にならないとすれば、どのくらいの大きさがあればベストなコースになるかとか、そういうものについて利用者側ともう少し相談、研究しながら、協議しながら次の段階を求めていくという姿勢が必要ではないかと思っております。もし周辺の田んぼ等についても、今こういう御時世ですので、その辺の相談に乗ってく

れる方々も出てくる可能性もありますから、その辺の方向づけについて、もしもう一度考え方があればお伺いしながら進めてもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えいたしますが、具体的にここの堤、私も長年体験してきているんですが、まず農業用水路のつけかえなども、やはりすぐ必要になってくるのではないかなど。それから盛り土だとか芝張りだとか、そういう、一つコースをちょっと広げることによってさまざまな、すぐ次に打たなければならないことが待っているようなことが一つあります。そういうようなことと、それから民地だということだとか、それから駐車場の規模のことだとか、さまざまなことが理由として考えられますので、ここのところはまず、これからいろいろ研究を重ねながら皆様と協議していければという思いです。

それから、私、この体育施設、市の全体的なことからしますと、例えばパークゴルフ場4カ所、グラウンドゴルフ場4つ、ゲートボール場9つ、屋内運動場3カ所と、市にはこのようにいっぱいございます。これを教育委員会として、まず事務局、私が代表なのでいつも見ているのですが、1つを修理することによって、また次の箇所と——さらに、ニュースポーツも出てきているのです。屋内でやるもの、それからまた屋外でやっているもの、教育委員会の隣ではペタンクをやっています、西目の方々が。というように、いろいろなところがあるのです。

本当に私、悩んでいるんです。ここにこうやればまたこうなるんです。で、ここがこうなればこうなんです。何とか将来、もうちょっと集約できないか。屋内場、それと、この観点を私なりにこれからもちょうと、スポーツ振興計画も、そういう面でその設備も悩みなんです、いろいろと皆さんから御指導をいただきながら、教育委員会としても提案していければと思っておりますので、よろしく御指導お願ひしたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 9番渡部聖一君。

○9番（渡部聖一君） まさしくそれが必要なのがスポーツ振興計画ではないかと私は思っております。それをやるのが教育委員会の最大の課題なのでないかということをお訴えながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で9番渡部聖一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時13分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。4番今野英元君の発言を許します。4番今野英元君。

【4番（今野英元君）登壇】

○4番（今野英元君） 一般質問を行いたいと思います。

今回は大項目3点。

1 番目の指定管理者制度について、(1) これまでの指定管理者制度の評価と今後の課題についてから伺いたいと思います。

2003年ですから、今からちょうど13年前、平成15年の6月に、国会で地方自治法の一部が改正されて、指定管理者制度が導入されてからちょうど13年目になるんですね。

ちょうど、私が旧本荘市の市議会議員になったときに、この指定管理者制度が導入されて、初めてこの指定管理者制度という、わからない、これは何だという名前を聞きました。ちょうど国の施設のほうでは、これも非常にわからない名前なんですけど、市場化テスト法が導入されて、それで公の施設をどうやってこれから管理していくかというのは、当時の小泉内閣の行革の最大の目的で、当時の集中改革プランにきっちり明記されて、各自治体がそれを行ったと。しかも合併を通じてこの集中改革プランが実行されていったということでもあります。

本市でも多くの施設の中に、この制度が今導入されておりまして、今後もこの制度に関しては導入していく予定になっているということですね。

私もこれまで一般質問で、この指定管理者制度に関しては、保育園の問題を含めて何回か質問してきましたが、今回はこれまでの指定管理者制度についての質問を行っていききたいと思います。

指定管理者制度の導入に際しては、コストダウンをどうやって行っていくのか、大義名分として民間のノウハウを活用したというのは、必ず指定管理者制度にはついてくる言葉でありまして、民間のノウハウを活用して導入していくという理論づけの一つなんです。確かに民間ですから、専門的な人材や技術のストックというのはあるわけですが、必ずしも民間のノウハウだけで今、指定管理者制度に対応できるという時代ではなくなってきたんじゃないかという気もしています。何せ13年たって、指定管理者制度をどうやって見直していくのかという、第2ラウンドに入ったわけですので、今回この指定管理者制度について取り上げました。

この指定管理者制度の重要なところは、やはり公共の施設の公益性なり公共性と、経済性や効率性のバランスをどうやってとって、施設の果たすべき役割が達成されているのかどうかということだと思います。ですから、設置者である市の最大の責任は、やはり設置の目的がきちんと明確化されて、効果的で効率的な運用がなされているのかどうか——指定管理者は、やはりその設置目的に基づいて、管理運営を行っているわけですので、執行の責任があります。その執行の責任をきちんと指定管理者が行っているのかどうかということにあると思います。この点、今まで指定管理者制度を由利本荘市でも敷いてきましたが、どのような評価と今後の課題、多分今後の課題、いっぱいあると思うんですが、どのような点にあるのかを、まず第一に聞きたいと思います。

(2) であります。

具体的に株式会社ぱいんすば新山の管理についてお聞きしたいと思います。

①これまでの管理についてであります。

平成24年の4月から、ぱいんすば新山の指定管理者制度が導入されているんですね。年間2,800万円。指定管理料2,800万円であります。

きのう、ちょうど議会全員協議会の際に監査委員の報告書をもらいましたが、これぱいんすば新山の監査報告、載っているんですね。皆さんも見たと思いますが。おおむ

ね適正に処理されている。これが我が監査委員の報告書であります。

この間、平成24年の4月から、ぱいんすば新山の指定管理者の管理運営、そして経理の課題点がやはり出されてきているんですね。この点、市のほうでどのように把握しているのか、その点からお聞きしたいと思います。

まず第1点、平成24年の5月といいますから、指定管理が始まってすぐなんですが、ぱいんすば新山のマイクロバスが整備不良でエンジンの焼きつけ事故を起こしているんですね。その事故を減価償却で処理していたために、それはおかしいということで、損害賠償請求がなされております。

それから、平成25年の6月から平成26年の2月、9カ月間、会社の経費で私有車にガソリンが給油されたということが明らかになってきております。このガソリン給油に絡みまして、ぱいんすば新山には車両の運用管理規定がない。もう一つ、車両の運行日誌もなかったということが明らかになっております。この件に関しまして、平成26年の12月に、会社法の規定にのっとって、会社経費で私有車へのガソリン補給はいけませんと差し止め請求が出されて、ガソリン代5人分、全額が返納されております。

3番目なんですが、平成25年にぱいんすば新山の温泉施設の井戸水の掘削工事に関して、工事の契約書が非常に不備であった。もう一つ、平成26年の7月には、ぱいんすば新山の広告塔、会社の広告用看板の設置に関して、書類が全く不備であった。つまり、契約書もない、領収書もないという工事が行われている。

経理に関しても、当初より、ぱいんすば新山のフロント部門の経理と食堂部門の経理が一体化されていなかったということが指摘されております。平成26年の4月から9月までの6カ月間、食堂部門の売り上げがなぜか作為的に均一化されている。数字が全部ほとんど一緒なんですね。こういう操作が行われている。もう一つ、勤労従業員の時間外手当、それからパートタイムの従業員の時間外手当が、全く不払いになっていた。これは後で労働基準監督署へ行って解決したわけでありまして。それから、会社の福利厚生費の使い方、運用のあり方に非常に問題点があった。

その他、いっぱいあるんですね。業務の兼務とか、会議録の不備、署名捺印の不備。就業規則がはっきりしていない。出勤簿がはっきりしていない。年次有給休暇の承認願がない。退職者制度がないなどですね。会議録の内容が不備であるので、取締役会の会議録の体をなしていない。作成者が不明、記載年月日が不明などの点が挙げられております。

このような点、問題点として挙げられておりますが、市のほうでどのように把握していたのか、お聞きしたいと思います。

②管理の調査と指示についてお聞きします。

指定管理者は、毎年施設の管理や業務に関して事業報告書を作成して市に提出しなければいけない。これはもう地方自治法の中でも決まっていることでもあります。さきに述べたような大変問題が多い指定管理業務を行ってきたと思うんですが、この点、市のほうではこの件に関してどのような見解を持っているのか伺いたいと思います。

2点目、市は指定管理者に対して、地方自治法の規定、第224条の2の第10項というところですが、管理の業務や経理状況に対して報告を求めることや、報告を求める前に実際に現場に行つて実地調査を行つて指示をすることができるという項目があるんです

ね。

市では実地調査をやったという話は聞いていますが、具体的に聞きたいと思います。どのような経緯で実地調査を行ったのか、どのような情報をもとにして実地調査を行うに至ったのか、それから、いつ何回くらい行ったのか。市が行うわけですから、当然市の所管の課が立ち会ったと思うんですが、市の所管はどこであったのか、何人立ち会ったのか。指定管理者側ですね、会社のほうからは何人が立ち会ったのか。そして、この実地調査の結果、具体的にどのような調査を行って、その実態をどう把握して、ばいんすば新山に対してどのような指示を出したのか。指示に関して、ばいんすば新山のほうからどのような改善策が具体的に出されたのか。これを伺うものであります。

これが1つ目であります。

大項目2の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」について。これ非常に長い、これが法律の名前なんですね。ですから、次からは医療介護総合法と呼びます。

(1) 地域医療構想（ビジョン）について。在宅医療推進事業についてお伺いします。

平成26年の6月25日といいますからつい最近ですね、この医療介護総合法が公布されたのは。この法律、非常にややこしいんですが、改正すべき法律が19ある。関連法が30から成っているという法律であります。しかも、医療法の関係の法律は、平成26年の10月からもう施行されている。介護保険関係に関しては、平成27年の4月から施行するという二本立ての法律であります。医療と介護保険の2つのものを無理やり1つの法律に詰め込んだ、非常にわかりにくくて、全体像がつかみにくい法律であります。

この医療介護総合法の、なぜこのような法律をつくったのかを調べていくと、私たち団塊の世代が後期高齢者、75歳になったときの2025年問題なんですね。2025年問題に対して、持続可能な社会保障制度の確立を図るということでありまして。そのために、地域包括ケアシステムを構築して、地域での医療や介護の総合的な確保を推進する、これがこの総合法の内容であります。

この法律を受けて、地域医療構想策定ガイドラインというものが定められて、各県が地域医療構想（ビジョン）を策定しなければいけないんですね。この際に重要なのが、各地域の病床、ベッド数の必要数はどのくらいか。地域の実情に応じた課題、そして構想の策定プロセス、地域医療構想の調整会議、多分介護関係や医療関係の方たちとそういう協議の場を設けて、ベッド数、病床機能の報告をしなければいけない。こういうことであります。

ですから、この医療介護総合法の大きな柱は、名前はわかりにくいんですが、内容は意外とシンプルであります。1つは、2025年を目標年度として、医療費削減のために地域のベッド数を削減すること。もう一つは、地域の包括ケアであります。つまり、病院から早期に退院させられて、介護施設に入れない患者さんに対して、市に医療や介護の提供施設をつくらせて、在宅でぎりぎりまで生活させる。これがこの政策なんですね。

イ、入院病床の削減についてお伺いしたいと思います。

この政府の医療と介護の専門調査会では、第1次報告でこう言っているんですね。医療機能別の病床数の推計及び地域医療構想の策定に当たって、全国でベッド数を10万床減らすということでありまして。

この10万床のベッドを減らすために、各都道府県で、あなたの医療圏、例えば由利本荘の医療圏ではどの程度のベッド数を削減することができますかということ、県と市が協議しなければいけない。これが地域医療構想、県が主導してやるんですね。多分市のほうでも、県と協議して、この由利本荘の医療圏の構想をやっていると思うんですね。やらなきゃいけないんですよ。多分由利本荘、にかほを含めたかもしれません。協議を行ってきていると思いますので、その内容について、まずお聞きしたいと思います。

次に、ロ、「在宅みとり」について。在宅みとりって何だと。名称が非常に、在宅みとりってなかなか聞いたことのない名称でありまして、私もこれ、いろいろ調べてみたら、病院でなくて自宅で最期を迎え入れるようなシステムをつくれということなんですね。それが在宅みとりということでもあります。

今病院に入っている方というのは、非常に病状が進んで急性期の患者さんや、回復期に向かっている患者さん、それから慢性病の患者さんも入院しているんですね。そういう患者さんたちを、悪い言葉で言えば選別して、自宅へ帰しなさい、これが在宅みとりの基本線ですね。

よく患者さんは、病院にいたり医療施設や介護施設に入ると、必ずお年寄りはいいますね。自分のうちへ帰りたい、自宅へ帰りたいと。それは患者さんとしてはそうなんです。必ず言う言葉なんです、家族としてはこれ大変ですね。

住みなれた自宅で最期をみとらせましょうという優しい国の親心とは私は思えませんが、この地域、自宅での完結型医療に関して、大変大きな課題があると思うんですよ。

自宅で亡くなる人の割合というのはやはり地域別にかなり違っていて、由利本荘市、非常に在宅で亡くなっている方は少ないんですね。6.5%。100人に対して6.5人しかいない。全国で下から数えても、ベスト5に入るくらい在宅で亡くなっている方が少ない。逆に言うと、この由利本荘の医療圏というのは、医療施設、大きい病院とかそういうところが完備されている地域だと言ってもいいと思いますね。

この由利本荘市の在宅死の割合6.5%、この数字をどう分析していくのか。市としてこれから在宅みとりの政策を進めていく上で、この6.5%をどう見るかということに関してお聞きしたいと思います。

次、(2)地域包括支援センターについてお聞きします。

①地域包括ケアシステムについてであります、地域包括ケアは、病院から早期に退院させられて介護施設に入れたい患者に対して、市で医療や介護の提供体制をつくらせて在宅まで、先ほど言いましたように、ぎりぎりまで生活させるという政策であります。

厚生労働省では、公的サービスのみに限らず、在宅生活での限界点を上げなければいけない、つまり在宅でぎりぎりまで生活してもらおうということで、地域事情に応じて、高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、医療や介護、介護予防など、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が必要である、これが厚生労働省の見解なんですね。

このポイントが3つありまして、厚生労働省の言葉にしょっちゅう出てくるんですが、地域事情に応じて、政策を進めろ、つまり厚生労働省はもうこの件に関しては、口出しはしませんので、地域で各市町村でこの政策を進めてください、県と協議して進めてくださいという、これ、悪い言葉では丸投げの政策なんですね。

次に自立した生活を患者さんに送ってもらう。言葉としては非常に、自立した生活というのはなるほどなと思う点もあるんですが、なぜこの自立した生活ということをあえて言うか。つまり、介護保険サービスや自治体の公的サービスを極力使わないように、自立して自分でやりなさい、こういうことなんですね。

3番目に、包括的に確保される体制をつくるために、市町村はきちんと責任を持って行う、つまり、国はもう介護、医療に関しては公的責任は市町村にお任せしますと、こういう政策であります。

この件に関して、多様な主体による多様なサービスをしなければいけない。専門職のヘルパーから、企業、ボランティア、これボランティアは後で質問の中にありますが、NPOに委ねた政策を行っていかなければいけない。市町村も住民の自助と互助に責任を転嫁していくという、この国の政策に関して、市の見解を伺うものであります。

次に、地域の包括ケアシステムをどうやってつくり上げていくか。

厚生労働省の構想というのは非常に、ある意味わかりやすいというか、シンプルですね、見てみますと。全国で1,740ある市区町村において、30分以内で医療と介護と保健と福祉、そして住まいが提供されるネットワークをつくる。これは文章でこう言っているんですね。ですから、県の指導のもとで由利本荘もこういうネットワークをつくらしてください。具体的には、24時間の看護体制をどうしますか。由利本荘市でつくりますか。また、往診を行うことのできるお医者さんをちゃんと確保してくださいよと。在宅の医療と介護の連携した取り組みが必要になるんですね。ですから、このケアに対して、関係の機関、医療機関、介護機関、看護の機関、福祉関係が、ケア会議を持ってくださいということを言っております。

当然これ由利本荘市でも行っていると思うんですが、なかなか私たちに情報としては伝わってきていません。今までにどのような協議を行ってきたのか、そしてどうこの事業を推進しようとしているのか伺うものであります。

特にこの地域包括ケアシステムの構想というのは、大都市部と地方の格差について全く無視したものです。30分以内の、先ほど言いました医療、介護、保健、福祉の構想というのは由利本荘市で成立するのかどうか。このような構想が成立するのかどうかというのは非常に疑問だと思えます。この点に関しても市の見解をお伺いしたいと思います。

②介護現場における人員不足について。介護や看護の人員の確保の難しさというのは、以前から言われております。

政府のほうでも、よく安倍晋三が言いましたね、介護離職ゼロを目指す。これは政府の方針ですが。スローガンだけで、労働条件や職場環境の改善が進んでいるとは、とてもじゃないが、そうは思えません。

この介護と看護の人員不足は深刻ですが、特に訪問看護を担う看護師さんは日本全体でも2%。3万人しかいないと言われていたんですね。ベッド数の削減が進んでくると、ベッドに配置されている看護師さんが余剰になってくるので、訪問看護に振り向ける人数があるとも言われておりますが、医療・介護の質と量を抜本的に引き上げるためには、医療・介護従事者の専門性の重視、そして賃金を含めた処遇改善、就労環境の整備が必要だと思うんですが、市のほうで、由利本荘の医療圏域の介護や看護師さんの賃金、人

員等を含めた地域の調査をやったことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

③介護支援ボランティア事業についてであります。

介護支援ボランティア、前回の市政だよりも載っていましたが、65歳以上で要介護認定を受けていない人ができる。要支援の人でも対象になるということで、うたい文句は非常にいいですね。高齢者の社会参加、健康増進、介護予防、生きがいつくりを目的としている。ボランティアとして活動するには、理念を学んで育成や指導體制が必要になると思うんですが、そういう体制をどうやってつくっていくのか。また各地域でボランティアの見込み人数はどれくらいか、お聞きしたいと思います。

これ、ボランティア活動を行った方にポイントを付与するという制度ですね。換金、お金を与える。それから特産品を交換で与える。このような制度がどのような議論から出てきたものか、お聞きしたいと思います。

3番目の教育行政について。

(1) 文部科学省「学校現場における業務の適正化に向けて」について。これも長いので適正化ということでお願ひします。

①教員の働き方、業務の見直しについてであります。

文部科学省は6月13日、教員の長時間労働の改善策をまとめて、各教育委員会などに実施するように通知しております。でもこの通知は、強制力がないんですね。学校現場に果たして浸透するのかどうか、非常に不明であります。

つまりは県教委なり市の教育委員会が、教員の働き方、業務の見直しの実態をいかに捉えてどう実行するのかということだと思います。

この働き方と業務の見直しについては、以前から言われてきたことで、日本の教師、特に中学校の先生は、世界の33カ国中でも非常に忙しい。週、約54時間勤務。33カ国中の最長。部活動や課外授業などで平均の3.5倍。7.7時間。まさに超多忙だと言われているんですが、教育委員会ではこの超多忙という現実、実態をどう捉えているのか、超多忙ということ認めるのかどうか、お聞きしたいと思います。この超多忙化解消のための実態調査なりを行ったことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

業務の見直しについても言っているんですが、教員の事務作業に関する業務アシスタントを設置する。国や教育委員会の調査件数と方法の見直し。学校給食費の徴収や管理業務を、自治体の業務として会計ルールを整備する。これ前から市議会の一般質問でも言われています。それから通知表、出席管理簿、それから指導要録の電子化。これは本市でことしから取り組むと言っていますが。学校における統合型校務の支援システムづくりの整備が改善策として挙げられておりますが、この件に関して市教委の見解を伺うものであります。

②部活動の「休養日」の設定について。

文部科学省では、今回中学校は週2日以上を目安に休養日を設定することを要望しております。中学校については、これは毎年実施している全国体力・運動能力調査で、設定状況を調べるとしてはありますが、2017年度では中・高各100校以上で実施して、スポーツ医学の点から、やはり適切な休養日や練習時間などについて指針をつくったほうがいいということが言われているんですね。

本市において部活の状況、休養日の設定、今後の改善策はどうなっているのか。本市

のスポーツの活動指針なるものはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

③部活動指導員についてであります。スポーツ庁の調査では、昨年度の全国の中学校7割、約7,500校で外部の部活動の指導員を採用しているんですね。ほとんど顧問の教師の補佐役で、半数が、学校には1人か2人しかおらないという状況ですが、今後文部科学省で部活動の指導員の位置づけを法令化したい、明確化したいということであり、これは文化部も対象としているんですが、本市の現状と今後どうするのかについて伺いたいと思います。

(2) 小学校入学前の幼稚園児の能力を小学校へ報告することについて質問したいと思います。

文部科学省は、つい最近、6月21日に小学校入学前の子供が身につけてほしい資質や能力、自立心、数学・図形などの関心など、10項目を挙げて、幼稚園が評価し小学校に伝える新制度を導入する方針を決めております。具体的な評価は今後検討するとしていますが、幼稚園児のこういう評価するということに関しては、学校教育法の大改正にもなると思うんですね。学校教育法の第3章幼稚園で、幼稚園教育について述べられておりますが、このような政策に関しての教育長の見解を伺いたいと思います。

以上であります。御答弁よろしく申し上げます。

【4番（今野英元君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、指定管理者制度についての（1）これまでの指定管理者制度の評価と今後の課題についてにお答えいたします。

指定管理者制度は、住民サービスの向上と行政コストの縮減など、管理運営の合理化を図ることを目的とし、現在179の施設に導入しております。

御質問の、施設の設置目的が効果的、効率的に達成されているかについてであります。毎年度、指定管理者より事業報告書を提出いただき、設置目的に沿った事業運営がされているかなどについて所管部局による審査を行っており、全施設において設置目的を達成しているとの報告を受けておりますが、今後はさらなる施設サービスの向上を図るため、審査方法の見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、今後の課題につきましては、観光物販などの施設は継続して指定を受けられる保証がなく、雇用の確保や人材育成、設備投資など、長期的運営計画を立てることが困難なことや、集会所など地域に密着した施設については、利用者団体と協議を重ねてもなかなか調整がつかず、適切な管理者が見つからないことなどが挙げられます。

次に、（2）株式会社ばいんすば新山の管理についての、①これまでの管理についてと②管理の調査と指示については、関連がございますので一括してお答えいたします。

ばいんすば新山については、平成24年4月より、指定管理者である株式会社ばいんすば新山に施設の管理運営を委任しております。

管理運営、経営状況については、毎年度提出される事業報告書をもとに所管部局において審査を行っており、結果は問題なしとの報告を受けておりましたが、経理に関する疑義の情報提供があり、昨年12月8日とことしの5月6日に実地調査を行いました。

この結果、従業員への時間外勤務手当の支給額の誤りや行政財産の使用に関する申請書の未提出などが確認され、12月24日と5月12日にそれぞれ文書により改善指示を行っております。会社からは、1月28日と6月15日に改善報告書が提出され、6月24日には再度担当課が改善状況の確認を行っており、現在は適正に管理、運営されているものと認識しております。

次に、2、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」についての（1）地域医療構想（ビジョン）についての、在宅医療推進事業について、イ、入院病床の削減についてにお答えいたします。

地域医療構想は、法令に基づき全国の都道府県に策定が義務づけられております。

秋田県では、高齢者が総人口の約40%に達すると推計される平成37年に向け、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、県内8医療圏ごとに市町村を含めた関係団体による地域医療構想策定調整会議を設け、内容を検討してまいりました。結果は素案としてまとめられ、7月に公表の上、広く意見を募集し、現在その取りまとめが行われているところであります。

素案では、病床を高度急性期から慢性期まで4段階の機能別に区分し、それぞれの必要数を推計しております。

当医療圏では、平成37年の必要数を、現在より309床少ない1,149床と推計されておりますが、機能ごとの必要数にばらつきがみられ、今後機能の調整が必要と見込まれております。

なお、構想に記載されている病床数は、不足している機能をどのように解消していくかを判断するための目安であり、これをもとに病床の削減を要請するものではないことが明示されておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、ロ、「在宅みとり」についてにお答えいたします。

秋田県衛生統計年鑑によると、由利本荘・にかほ地域の死亡の場所別に見た割合は、81%の方が病院で亡くなり、自宅で亡くなる、いわゆる在宅みとりは7%と、県内でも低い状況にあります。

市では、高齢者の増加とともに在宅療養の重要性が増すものと認識しており、医療や介護などの多職種間で在宅療養の支援体制を構築していく地域包括ケアシステムの取り組みを強化しているところであります。

こうした中、由利本荘医師会では全国初の取り組みとして、在宅患者の情報を多職種間で情報通信技術を使って共有するナラティブブック秋田の運用を始めております。

また、9月24日には由利本荘医師会と共催で、市民医学講座「このまちで最期まで暮らしたい」を開催し、ナラティブブックの持つ力について講演していただくこととなっておりますので、市民の皆様にはぜひ御聴講いただきたいと思います。

今後も、住みなれた環境でできるだけ長く過ごせるよう、また、望む人は自宅でのみとりも選択肢となるよう、医師会を初めとした関係機関と連携をとりながら進めてまいります。

次に、（2）地域包括支援センターについての①地域包括ケアシステムについてにお答えいたします。

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者一人一人のニーズに合わせた切れ目のない

医療・介護サービスを提供する体制づくりが求められており、国ではその取り組みの推進を目的に、平成27年4月に介護保険法の地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけました。

この在宅医療・介護連携推進事業の推進には、多職種のネットワークを構築することが必要であります。

市では、昨年5月に保健・医療・介護・福祉の専門職による地域包括ケア推進委員会を設置し、連携推進について協議を進めるとともに、研修会を開催してまいりました。また、今年度は地域の医療・介護資源を把握し、在宅医療に取り組んでいる医療機関や薬局等がわかるマップの作成に取り組んでおります。

今後、在宅医療を進める上で、医師の高齢化や担当範囲の拡大化、在宅医療を担うことが期待される診療所や訪問看護ステーションの不足等が課題となっており、地域の医療・介護関係者のみならず、さまざまな職種と協議しながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて連携を強めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、②介護現場における人員不足についてにお答えいたします。

介護職員等の人員不足は全国的な傾向となっており、厚生労働省も、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には全国で37万7,000人が不足するという推計を発表しているところであります。

本市では、介護職員等の賃金や人員について独自の調査は実施しておりませんが、人員不足が市民への介護サービスの提供に影響することもあり、介護労働実態調査の結果やハローワーク本荘の求人状況等を注視しているところであります。

次に、③介護支援ボランティア事業についてにお答えいたします。

介護支援ボランティア事業は、介護保険法に規定する地域支援事業として、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり、社会参加活動の推進を目的としております。

今年度は、4月に社会福祉協議会に委託し、6月から事業所説明会、8月からは各地域で登録講習会を開催し、ボランティアの育成や個人情報保護の遵守等、ボランティア活動の心構えについて指導を行っているところであります。

ボランティア登録者数は、高齢者人口の約1%、250人を見込んでおりますが、受け入れ先として約60の事業所から登録申し込みをいただいております。10月からは事業開始となりますが、受け入れ先とボランティア活動、双方のニーズをマッチングしながら進めてまいります。

市では、介護支援ボランティア事業について、神奈川県横浜市などの先進地研修や議会一般質問での御提言をもとに、第6期高齢者保健福祉計画策定委員会において事業の効果と課題について審議し、計画に盛り込んだものであり、付与されたポイントについては、換金だけでなく寄附することも可能とし、また地域内の経済循環の視点から、特産品との交換も可能としているところであります。

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことは、本人の健康増進や介護予防のほか、社会参加を通じた地域貢献など、生きがいを促進し、受け入れ施設においても地域とのつながりが深まり、生活をより豊かにする効果が得られるなど、有効な事業であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、教育行政については教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） それでは、今野英元議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、3、教育行政について、（1）文部科学省「学校現場における業務の適正化に向けて」についての①教員の働き方、業務の見直しについてにお答えいたします。

文部科学省がことし6月にまとめた学校現場における業務の適正化に向けての報告の中では、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっております。

秋田県教育委員会では、毎年全県の小中学校一斉に、教職員の多忙化に係る状況調査を実施していますが、今年度も本市の全小中学校で実施し、現在市教育委員会では、本市の結果を集計、分析しているところであります。

これまでの分析では、本市の教職員が多忙の原因として捉えているのは、小学校では調査・報告に係る業務、諸行事にかかわること、分掌業務の順であります。また中学校では、部活動、調査・報告に係る業務、諸行事にかかわることの順が多いという傾向にあります。

市教育委員会では、これまで校長会や学校訪問等において、校務分掌の適正化や学校行事及び諸会議の精選と見直しを図ることで、教職員の多忙化防止に努めるよう指導してまいりました。また、部活動においては、秋田県の中学校体育連盟、中学校校長会、教職員組合の三者で申し合わせている、部活動時間や休養日等に係る規定を遵守するよう指導してきております。

今後は、県教育委員会と連携しながら、調査・報告の簡略化等について改善を図るとともに、教員が誇りや情熱を失うことなく使命と職責を遂行し、健康で充実して働き続けることができるよう、そして教員が子供たちの指導に専念できるよう環境整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、②部活動の「休養日」の設定についてにお答えいたします。

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であります。また、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築や生徒自身の自己肯定感の向上等、その教育的意義が高く、生きる力を育む学校教育活動の一環として重要な役割を果たしております。一方で、学校週5日制の趣旨への配慮や、長時間の練習によるスポーツ障害への懸念等の課題も指摘されており、中央教育審議会においても議論がなされているところであります。

秋田県においては、中学校体育連盟、中学校校長会、そして教職員組合の三者により、週1日以上運動部活動休止日を設けるものとする申し合わせております。市教育委員会としても、校長会や学校訪問等でこの申し合わせ事項を徹底するよう指導しており、本市内では全ての中学校がこれを遵守しております。

また、1日の練習時間についても、平日は3時間以内、休日は4時間以内で実施されており、平成9年の中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議の報告

書で示されている設定例に準じております。

なお、本市では冬期間において既に週2日の休養日を設定している学校もあります。

今後の部活動の運営については、生徒の自主的・自発的な部活動への参加、バランスのとれた生活と成長の確保等の観点を踏まえていくことはもちろん、国の動向を注視しつつ、保護者や地域との連携を図っていくことも重視しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

③部活動指導員についてにお答えいたします。

文部科学省の作業チームは、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実させていくためには、地域の幅広い協力を得ていくことが重要であり、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる環境整備を進めていく必要があると報告しております。このことについては、御指摘のありましたとおり、運動部のみならず、吹奏楽部や科学部等の文化部も含めているものと捉えております。

本市内の中学校の部活動において、外部指導者を委嘱しているのは、運動部がおよそ半数である一方、文化部においては、現在のところその例はございません。また、外部指導者には、学校や保護者とのかかわりの中で無償で協力をいただいているという現状であり、単独で指導や引率等ができる体制とはなっておりません。

報告を踏まえた改善を進めていくためには、地域人材の活用や各種団体との連携の強化はもちろん、事故発生時の対応や責任体制を整備していく必要があります。

部活動を支える環境整備につきましては、今後国の動向等を見きわめながら、学校はもちろん、保護者や地域とも議論しながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)小学校入学前の幼稚園児の能力を小学校へ報告することについてにお答えいたします。

幼稚園教育と小学校教育の接続を考えると、幼児教育において育みたい資質・能力と小学校の各教科等との接続のあり方について、共通理解することが重要と思います。また、幼児期の発達状況を小学校の教員が指導上参考にできるよう、指導要録等により情報共有していくことも、円滑な接続のためには大事なことと認識しております。

就学前の幼児教育においては、健康な心と体や自立心、協同性などを、遊びを通しての総合的な指導の中で育成することを狙いとしております。幼児期の発達は個人差が大きく、さまざまな段階を踏むものであることを十分に理解した上で、身につけさせる力を小学校以降の学びにつなげていくことが求められております。

以上のことから、幼児期の発達状況や資質、能力を小学校へ情報提供することは必要であると考えますが、単にできるできない、あるいは到達すべき目標として評価するのではなく、お一人お一人の実態や内面の質的变化、変容を適切に捉えて評価し、情報提供することが望ましいと考えております。

本市におきましては、毎年教育研究所の事業として、幼保小連携研修会を開催し、講演会やグループ協議等を通して情報共有を図ったり、学区ごとに情報交換会を定期的で開催したりするなどして、円滑な接続を目指しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君、再質問ありませんか。

○4番（今野英元君） 再質問します。

1の指定管理者制度についての（2）株式会社ぱいんすば新山の管理についての②管理の調査と指示についてですが、これは平成27年12月8日と平成28年5月6日、2回行っているということですが、平成24年4月から指定管理者制度が導入されて、この短期間のうちに2回というのは、これはどういった情報に基づいて2回行わなければいけなかったのか、1回では済まなかったというのはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 総務部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 今野英元議員の再質問にお答えいたします。

短期間に2回ということ、昨年の11月から12月にかけて、ぱいんすば新山に関する経理上の疑義があるという情報が市のほうに寄せられましたので、これを先ほど市長が答弁したとおり、時間外勤務手当の誤りとか、あとは行政財産の使用許可申請書の未提出、このあたりの調査を、行政改革推進課と、あと観光文化振興課と、ぱいんすば新山のほうに実地調査に入って、改善指示を出し、改善報告を受けているということでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 1回目の指示と2回目の指示は同様のものですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 情報が寄せられました件について、改善の指示を出したところ、改善の報告はあったものの、まだ未達成の部分があるということで、2回目の調査に入り、改善が終了するまで2回実地調査のほうに入っているところでございます。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 平成24年の4月に指定管理者制度が導入されて、ぱいんすば新山というのは理事というか、取締役の顔を見てみますと、会社の経験者の方が多いんですね。それにもかかわらず、最も基本的なところで改善指示をしなければいけないというのは、どこかやはり会社としてのそういう資質が、経営資質があったのかどうかまで疑われると思うんですが、どうですか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 経営全般につきましては、毎年度事業報告、資産の報告を受けておりまして、今回もおおむねよしというような監査報告を受けています。ただし、いわゆる決算報告とかそういうものに対して、担当部局のほうの審査というのが表面的になっているのではないかという指摘も受けております。ということで、市長の答弁でも申し上げましたとおり、この審査の仕方、いわゆる決算、事業報告に対しての審査の仕方について、今後見直す必要があるというふうに考えて答弁させていただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） そうですね、年間2,800万円の指定管理料を払っておいて、きちんとやっているかどうかをやはり実地で調査をする必要はあるんですが、実地調査とい

うのは、地方自治法の第244条の2の第10項に書いています。市がしなければいけない。
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○所管の委員会にこの件、報告なりして
いますか。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。

○4番（今野英元君） 地方自治法、今ちょっと読みますね。地方自治法第244条の2の
第6項で、当該普通地方団体の議会の議決を経なければ、指定管理者制度を導入できな
いんですね。これ6項に書いてあります。第10項に、地方公共団体の長、ですから市長
ですよ。長または委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するた
めに云々かんぬん、調査をして指示をすることができるんです。委員会にこの件をやはり
報告して、こういうことになりますって、これ委員会に報告はされましたか。

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 法律上でいきますと、行革のほうの、地方自治法の第244条
の2、及び公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例、これの第10条、さらには、
協定書に基づいて実地調査に入っているわけでございます。これまで改善が見られるま
で2回、改善報告されておりますので、適宜行革のほうで委員会のほうに報告してまい
りたいと考えております。

【発言する者あり】

○議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 確認しますので、休憩をお願いします。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。当局が今、今野議員の質問に対して、確認をし
たいという旨があるようです。暫時休憩を求めています。

暫時休憩します。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時22分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原田総務部長。

○総務部長（原田正雄君） 確認がとれました。

この件につきまして、実地調査に入った旨について、常任委員会のほうに報告したか
どうかということの確認をとったところ、これまでしておりませんでしたので、今後常
任委員会のほうに報告してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和夫君） 4番今野英元議員にお尋ねします。あなたが先ほど委員会という
言葉を発していますが、今、原田総務部長の答弁は、議会の常任委員会を指して答弁を
しているというふうに私は受けとめますが、あなたが言っている委員会というのはその
ことなんですか。違うんでしょう。そのことなんですか。そこを明確にちょっと。

○4番（今野英元君） 私が委員会と言っているのは常任委員会です。なぜ指定管理者ば
いんすば新山を実地調査しなければいけなかったのか、実地調査するに当たって、こう
いう点があったので、指示をしたと、改善の文書をいついつまで出してくれということ
を、ばいんすば新山に改善報告書を出せということを示したと。そのことを常任委員
会に当然報告しなければいけないんじゃないですか。それをしていなかったということ

で、常任委員会です。

- 議長（鈴木和夫君） それでそういう答弁がありました。それについて再質問はありますか。
- 4番（今野英元君） これ非常に、市のほうでも手落ちかどうか、私は手落ちだと思うんですが、やはり常任委員会で共有しなければいけないところはきちんと報告して、常任委員会でもこの問題に関して、きちんと協議する必要があるんですね。これ、第10項に調査指示のこと書いていますが、第11項は、もし調査指示に関して指定管理者が従わなかった場合には取り消し可能な条項なんです。ですから当然、なぜばいんすば新山が実地調査を受けて、改善命令書を出して、指示を出したものを、委員会にやはり、これからでも出してください。今後でもいいです。今後でもいいですから、この経過を当該の委員会に出してください。これ、平成28年5月6日というのは、ちょうど連休の真ん中あたりです。平成27年の12月8日といたら、ちょうど12月議会が始まるあたりですよ。十分これから議会があるというのをわかっているんですね。遅くないですので、これ出してもらえますか、今後。
- 議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。
- 総務部長（原田正雄君） 答弁のほうで申し上げましたとおり、12月と5月に実地調査入っておりますが、改善指示を2回出して、その最終の確認をしに行ったのが6月24日でございます。6月議会には間に合いませんでしたが、今定例会の常任委員会で報告してまいりたいと考えております。
- 議長（鈴木和夫君） 4番今野英元君。
- 4番（今野英元君） くどいようですが、これ2回やっていますね。1回目の改善指示書と改善の報告、ばいんすばから来たもの、1回目と2回目を出してください。よろしいですか。
- 議長（鈴木和夫君） 原田総務部長。明快にお答えください。
- 総務部長（原田正雄君） 平成27年、昨年末からの一連の報告をさせていただきたいと考えております。

【「終わります」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 以上で4番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時41分 再 開

- 議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続行いたします。3番伊藤岩夫君の発言を許します。

【3番（伊藤岩夫君）登壇】

- 3番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫でございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、8月24日にイタリアで発生した大地震により亡くなられた大勢の方々の御冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

一方、日本においても各地において地震が頻発しています。3.11以降、日本列島は地震と噴火の活動期に入ったと言われております。我が国も地震国であり、不断の備えを怠りなくしておくことが重要です。9月4日、本市では鳥海地域で市総合防災訓練が開催されますが、いま一度、一人一人が防災意識を新たにしていきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、大項目1、鳥海ダム建設事業関連について、(1)補償交渉への本市のかかわりについてお伺いいたします。

鳥海ダムは、洪水調節や水道水の確保、流水の正常な機能の維持を目的とし、県が昭和45年4月から予備調査を始め、昭和63年4月から国の事業として国が調査を引き継ぎました。その後、平成5年4月には鳥海ダム調査事務所を開所、平成27年4月には鳥海ダム工事事務所となっております。

この間、政権交代による公共事業の見直しなどで、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討が行われましたが、平成25年8月に、ダム事業の検証の検討結果について、鳥海ダムについては、コスト、実現性等から現計画案が有利であるとし、継続が決定されました。そして、ダム構想から約半世紀の歳月を費やした鳥海ダムの建設事業は、実質的に動き出しました。

鳥海ダム建設事業は、昨年4月に建設段階に移行し、現在、事業用地取得のための用地調査測量を昨年引き続き実施しております。用地取得とは別に補償関係については、直接的なものから間接的なものまで、その範囲、質、権利関係など多岐にわたる交渉が必要となります。

今後の補償関係において、通常、ダム事業については、その地域により独自の補償基準がつけられ、地権者等との補償交渉を行うとされているようです。

補償の内容については、広範な面積と集落埋没に係る多岐にわたる事項が想定されることから、地権者のみでは困難な補償交渉となると想定されます。また、権利関係調査についても本市の行政支援は欠かせない事項となると考えられます。鳥海ダムに係る今後の補償交渉への本市のかかわりについて、当局の見解をお伺いいたします。

次に、(2)ダム事業と連動する市の事業構想の明確化についてお伺いいたします。

鳥海ダム建設事業は、今年度21億円余りの予算で、用地測量やダムサイトでの地質調査、湛水線測量、つけかえ道路の検討などの作業をしております。

鳥海ダムは子吉川の洪水調節や飲み水の確保、既得水利の安定供給を目的として建設される多目的ダムですが、鳥海ダムだよりなどでは、ダムを観光資源の一つとして位置づけ、地域の振興・発展にも寄与するものであるとも記されております。

本市とのかかわりが考えられる、ダム建設における、いわゆる地域の振興・発展にも寄与するものについては、ダム建設事業へのかかわりとして、ダム事業と連動する本市としてのビジョンが明確に示されていなければならないと思っております。

環鳥海周辺観光、鳥海山・飛鳥ジオパーク構想などマクロなビジョンは示されておりますが、具体的な動きのある鳥海ダム建設と連動する地域の振興・発展にも寄与するものについては、本市の具体的なビジョンが見えてきません。

総工費1,000億円とも言われる大規模事業は、地域振興へ貢献する絶好の機会であり、ダム事業は地域の独自性を持つものであり、ほかの地域の事例を参考にするといい

うより、鳥海ダム建設事業を本市としてどう生かすべきかが求められます。ダム事業と連動する市の事業構想の明確化を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、大項目2、中山間農地対策についてお伺いいたします。

農林水産省が本年4月に発表した荒廃農地の現状と対策についてによれば、農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化等が進行するとされ、このような状況は特に中山間地域において顕著であるとされています。また、農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれも指摘しています。また、農村の集落人口の減少が、農地・農業用水等の地域資源の維持管理や継続に支障を及ぼすことも懸念されるとされています。

以上のように、中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業の維持が困難となることが明らかとなっております。

そこで、(1)集落協定等に関する市の掌握状況と認識についてお伺いいたします。

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、中山間地域等直接支払制度が実施されてきました。

この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて、農地の多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていくため、国では、第1期から第4期までのさまざまな改正を行いながら中山間地域を支援しております。

この制度を活用するためには、集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続するなどの条件がありますが、将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組み、集落戦略の作成も求められております。

本市の中山間地域等における集落協定等に関する掌握状況と認識についてお伺いいたします。

次に、(2)農業施設整備についてお伺いいたします。

中山間地域における農地の維持管理は、そこに係る農業施設の整備も重要な事項となります。その基盤となる農道、水路等は、耐用年数を超え、老朽化が著しく、管理農家の高齢化も重なり、修繕、改修が困難となって、整理された農地さえも耕作放棄とならざるを得ない状況もあります。

こうした農業施設の実態を調査し、早期に手当てを講じるべきと考えますが、当局の認識をお伺いいたします。

次に、(3)里山の保全対策についてお伺いいたします。

里山の荒廃は、洪水や土砂崩れの発生、里山が生み出す多彩な景観の劣化など、環境破壊の進行へとつながっていきます。

ことは本市において全国フットパスの集いが開催されますが、フットパスウオークのメニューとして里山コースも予定されています。人の心を癒やす里山保全の意義が問われております。最近では、けものの生息地と人が住む地域の緩衝帯としての里山の役割もクローズアップをされております。

中山間地域での農地、特に里山付近農地の保全においては、将来的に持続可能でかつ抜本的な戦略を立てる必要があると考えますが、当局の認識をお伺いいたします。

次に、大項目 3、空家等対策についてお伺いいたします。

昨年12月の定例会での一般質問でも御質問されておりますが、昨年、市空家等の適正管理に関する条例が施行され、市空家等対策計画をことし3月に策定し、空家等に関する対策の取り組みが開始されております。

そこで、(1) 空家等に関する対策の取り組みについてお伺いいたします。

空家等対策計画は、ことし4月から平成32年度までの5カ年計画とされておりますが、国の施策及び空家対策等事業の実施状況により適宜見直しを行うとされております。現時点での本市の空家実態調査等の結果とその対策の取り組みについてお伺いいたします。

次に、(2) 特定空家に関する対策の取り組み状況についてお伺いいたします。

特定空家については、生活環境の保全から早期に撤去することが望ましいと考えますが、相続問題や所有者等の所在不明など内容が複雑化している実態があります。

本市では、ことし2月現在で特定空家が居宅だけで35棟が数えられておりますが、現段階でのこうした特定空家に対する取り組み状況についてお伺いいたします。

次に、(3) 関係機関との連携による空家等対策についてお伺いいたします。

市の空家等対策計画によると、本年2月現在で居宅の空家件数は1,179戸であり、そのうち特定空家は35戸となっております。すなわち、修復あるいはそのまま再使用可能な居宅戸数は1,100戸余りあると考えることができます。

これらの再利用可能な空家を有効に活用するには、市の横断的な関係機関との連携や民間への情報提供が有効と思いますが、関係機関との連携や民間への情報提供による空家等対策について当局の見解をお伺いいたします。

次に、大項目 4、市民要望とインフラ整備について、(1) 整備箇所の優先順と次年度以降の予算づけについてお伺いいたします。

市民の要望等、市の一般財源で施工される公共インフラの整備に、6月定例会の一般会計で1億円が補正されました。これは道路維持費として、主に道路舗装などの修繕や破損箇所の打ちかえなどを行うものとなっております。

市単独事業として、市民の細やかな要望に応えるものとして評価できる事業であると思いますが、箇所決定の優先順の考え方と、次年度以降も継続的に実施していくのか、当局の考えをお伺いするものです。

次に、(2) 市道の空間整備(建築限界基準)の考え方についてお伺いいたします。

道路構造令に定められた建築限界は、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するための空間確保の範囲としています。したがって、この建築限界内には、いかなる施設も設けることができないこととなっております。

最近では、市道において沿線樹木の成長、繁茂により道路の建築限界を侵害している箇所が散見されます。交通安全や安全・安心、防災点検などが叫ばれる昨今、道路パトロール等での調査により、計画的に道路上の空間整備を行う必要があると考えます。

特に緊急時、災害等で出動協力を要請される民間事業所、例えば建設業者、電気事業者、ガス水道事業者などが近接する道路については、早急な点検と対応が必要と考えますが、市道の空間整備の考え方について当局の認識をお伺いします。

最後に、大項目 5、食品ロス削減に向けての取り組みについて、(1) 食品ロス削減のための啓発を進めるべきについてお伺いいたします。

食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。

農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち4割近い632万トンが食品ロスと推計されているとのこと。既に先進的な自治体などでは、さまざまな食品ロス削減の取り組みを推進してきているようです。

長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ30・10運動を進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが知られております。

国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。また、本年4月、新潟で開催されたG7農業大臣会合の宣言においても、食料の損失及び廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることが明記されています。

そこで、本市においても、まずは学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めてはどうか。また、家庭における食品在庫の適切な管理や、食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えます。市長の見解をお伺いいたします。

次に、(2)未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの構築をについてお伺いいたします。

食品ロス削減は、食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時のCO₂削減による環境負荷の軽減につながり、さらに、未利用食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず、生活困窮者等の支援にも資するものとされております。

NPOフードバンクあきたでは、食品ロスを企業、個人、農家などから譲り受け、困窮世帯に提供する活動をしております。現在、秋田市役所や大館市役所、湯沢市社会福祉協議会、他のNPO法人では、電話相談者からの緊急食料支援に対応し、秋田市、大仙市、湯沢市、八郎潟町、大館市の方々に食料物資を届けております。

また、本市の災害備蓄食品については、これまで消費期限後に廃棄してきたと思いますが、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、例えば消費期限半年前などにフードバンク等への寄附等、本市においても未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの構築を考えてみてはどうか。市長の見解をお伺いいたします。

以上、大綱5点について質問させていただきました。当局の答弁をお願い申し上げ、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

【3番（伊藤岩夫君）質問席へ】

○議長（鈴木和夫君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、鳥海ダム建設事業関連についての(1)補償交渉への本市のかかわりについてにお答えいたします。

鳥海ダム建設事業につきましては、現在、鳥海ダム工事事務所において、用地取得に向けた測量や調査を実施しているところであり、今後は調査結果をもとに地権者との補償交渉に入ることとなります。

本市といたしましては、昨年度より鳥海総合支所に専任職員1名を配置し、地域の相談窓口として、直接地域に足を運び、月2回の生活再建相談業務を実施するとともに、国と地権者との仲介役として地権者の不安解消に努めるなど、支援体制の強化を図っているところでもあります。また、権利関係調査につきましても、地籍調査の調査結果の提供や、法定外公共物の現地立ち会いなど、積極的に協力しております。

鳥海ダムの建設に当たりましては、引き続き地権者の支援体制を維持するとともに、早期着工に向けて協力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)ダム事業と連動する市の事業構想の明確化をについてお答えいたします。

御案内のとおり、鳥海ダムの建設は大規模な事業であり、建設工事により生じる経済効果のほか、観光産業などへの波及効果が期待されます。

当地域には、鳥海山のほかに法体の滝や玉田溪谷など、豊富な観光資源があり、そこに新たに鳥海ダムが加わることから、観光地としての魅力も増大するものと考えております。

市といたしましても、ダムの建設に伴うつけかえ道路につきましては、重要な観光道路と位置づけ、ダム湖入口から法体の滝まで、できるだけ湖面を見渡すことができ、また鳥海山の良好な視界を確保できるルート設定となるよう、国と調整しており、決まり次第お示ししてまいります。

なお、鳥海ダム建設事業に伴うフロー効果として、平成27年度における市外業者の宿泊者数が約3,500人に上ったと伺っております。今後建設が本格化することにより、さらなる増加が見込まれることから、地元の雇用拡大と資材調達につながる地元企業の参入や、地場産材消費拡大に大きな効果を期待しているところでもあります。

次に、2、中山間農地対策についての(1)集落協定等に関する市の掌握状況と認識についてにお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から第4期対策が始まり、現在取り組んでいる集落協定は168組織で、面積は約4,800ヘクタールとなっております。一方で、農業者の高齢化や対象農地の見直しにより、第4期対策で取り組みを断念した面積は約160ヘクタールとなっており、今後、適切に管理できない農地が発生することも考えられます。

市では、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積や、フキ、ワラビなどの作付けに対し、市独自の水田活用作物支援事業により補助するなど、今後も農地を適切に管理できるよう支援を継続してまいります。

また、中山間地域の農地や集落を将来にわたり維持していくためには、地域の将来像について集落協定内で話し合うとともに、制度の取り組みを継続することが重要となっております。

市といたしましては、将来像を取りまとめた集落戦略の作成を推進するとともに、小規模な組織が取り組みを断念することのないよう、組織の統合もあわせて推進してまいります。

次に、（２）農業施設整備についてにお答えいたします。

農道や水路などの農業用施設につきましては、市が管理する農道を除き、そのほとんどが土地改良区や水利組合などの管理組合の所有となっており、あわせて維持管理も管理組合が行っております。

土地改良区が管理している施設や中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の区域内の施設につきましては、実態を把握しておりますが、その他につきましては管理者が不明な施設もあり、把握することが困難となっております。

市では、施設の整備に当たり、国や県の補助事業で実施する場合、市の補助金交付要綱に基づき補助しておりますし、補助事業の採択基準に満たない小規模な整備については、市の単独事業により支援しております。

また、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用した施設の整備も推進しております。

市といたしましては、要望の取りまとめや各種事業の情報提供につきましては、土地改良区や支部長会議などを通じて実施するとともに、今後も円滑な施設の整備ができるよう推進してまいります。

次に、（３）里山の保全対策についてにお答えいたします。

人々の生活に密接に結びついている里山は、農家の高齢化や後継者不足により手入れが行き届かず、荒廃が進んでいる状況にあり、今後は周辺の農地も適切に管理できないことが考えられます。

里山の保全に向け、国では、地域住民や森林所有者等が協力して、管理や資源を利用する活動に対し支援しており、本市でも10団体が、雑草木の刈り払いなどによる森林や竹林の整備を行い、まきや炭を製造するなど、里山の資源利用や景観維持に取り組んでおります。

また、付近の農地につきましては、フキやワラビなどの作付けを推奨し、水田活用作物支援事業により補助するなど、将来的に持続可能な耕作を支援しております。

市といたしましては、今後も森林・山村多面的機能発揮対策交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、里山の資源利用や景観維持、及び周辺農地の保全が継続されるよう推進してまいります。

次に、３、空家等対策についての（１）空家等に関する対策の取り組みについて、（２）特定空家に関する対策の取り組み状況については、関連がありますので一括してお答えいたします。

空家等実態調査につきましては、危険空家は１年に１回、それ以外の空家等はおおむね２年に１回の頻度で再調査を実施することとしており、７月末現在、空家の居宅総数は1,054件であります。このうち、危険度の高い特定空家は33件、環境上周囲に迷惑・影響を来している空家が77件、その他の空家が944件となっております。

空家の現状は、倒壊の危険度が高いもの、環境に悪影響を及ぼすもの等、多種多様であることから、３月策定の由利本荘市空家等対策計画に基づき、危険度の高いものは危機管理課、環境に悪影響を及ぼすものは生活環境課において、具体に対策を進めることとしております。

現在、これまでの調査結果及び情報等をもとに、特定空家とみなされるものから順次、

所有者及び相続予定者等の調査を進めているところであります。各種調査が完了次第、対策手続を進めることとなりますが、空家等の適正な管理は、第一義的に所有者の責任であることを踏まえつつ、今後、助言、指導、勧告、命令など、一連の手続を進めてまいります。

なお、最終的な命令に従わない場合には、緊急性の観点から代執行に至ることとなりますが、家屋等撤去は公費によらざるを得ないことから、公平性の観点からも慎重に判断してまいります。

次に、（３）関係機関との連携による空家等対策についてにお答えいたします。

本市の空家等対策計画につきましては、警察、消防、法務局のほか、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、及び司法書士会などの民間有識者、並びに市民の代表で構成する委員から御協議をいただき策定したところであり、今後もそれぞれの専門的立場から、助言、指導、協力をいただくこととなっております。

空家等につきましては、個人財産であることから、再利用可能な状態であっても、原則所有者等の承諾、依頼がなければ、他者に対し個人情報の提供はできないこととなっております。

市といたしましては、今後宅地建物取引業協会を初めとする民間組織と、空家バンク、移住定住に係る担当部署等との横断的な連携に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、４、市民要望とインフラ整備についての（１）整備箇所の優先順と次年度以降の予算づけについてにお答えいたします。

道路の整備や維持補修については、毎年各地域から多くの要望が寄せられておりますが、道路管理者である市が計画的に行うものとあわせて、危険度や緊急度の高いものから優先的に整備を行っております。

６月定例会での補正予算対応は、維持補修に係る地域からの要望で、一定の工事費を要することから実現に至っていない箇所について特に選定したものであります。

次年度以降につきましては、これまでどおり各地域からの要望内容を精査しながら道路の維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（２）市道の空間整備（建築限界基準）の考え方についてにお答えいたします。

道路構造令では、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性、円滑性に支障を来すことを防ぐため、構造物を配置してはならない範囲として、車道は４.５メートル、歩道は２.５メートルの高さ制限をする建築限界を定めています。

近年、街路樹の成長や道路沿線の私有地の樹木や垣根などが道路にはみ出す状況があり、市民から苦情が寄せられることが多くなってきております。そのため、市では街路樹の剪定を毎年計画的に進めているところであり、私有地の樹木や垣根が通行に支障となる場合には、所有者への注意喚起を行っているところであります。

今後も、災害時に活用される重要路線のパトロールを強化し、市広報の活用により市民の皆さんにも敷地内の樹木管理をお願いしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、５、食品ロス削減に向けての取り組みについての（１）食品ロス削減のための啓発を進めるべきについてにお答えいたします。

御案内のとおり、国では、食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品ロスの削減に取り組むため、食品ロス削減関係省庁等連絡会議を立ち上げ、国民一人一人がみずから意識し行動を変革する国民運動を展開しているところであります。

本市の取り組みとしては、市内各小中学校の学校給食で、残さず食べる、食べ物への感謝の心を育むため、個々の食べられる量を把握しながら配食を行っており、現在食べ残しはほとんどない状況であります。加えて、給食委員会や生徒会活動の中で、自発的に給食の残量調査を実施するなど、食の実態を知り、自分にできることを考え、食についての習慣を身につける取り組みを実践しております。

一方、食品関連事業者には、食品廃棄物の発生抑制が求められており、食品リサイクル法に基づき、具体的な目標値を設定しながら食品ロスの削減に取り組んでいくことが重要であると考えております。さらに、食品ロスの半分を占めると言われる家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄、調理くず等は日常の市民生活で改善できることから、着実に取り組むことが肝要であり、今後、食品ロスの削減に向けて、もったいない運動を推進するなど、市民、事業者が一体となった意識啓発に取り組んでまいります。

次に、（２）未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの構築をについてお答えいたします。

御質問の未利用食品の活用に関する仕組みにつきましては、いわゆるフードバンクによるNPO活動が代表的な取り組みであると認識しております。

現在、全国で約40余りの団体がフードバンク活動を実践し、包装の印字ミスや破損、賞味期限が間近の食品、規格外など、品質に問題がないにもかかわらず、市場に流通できないものを企業等から引き取り、生活困窮世帯や福祉施設などに無償提供を行い、食品の有効利用に貢献しております。

本市におきましても、災害備蓄食品等の活用を含め、未利用食品の有効活用について調査、研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。

○3番（伊藤岩夫君） ありがとうございます。二、三、再質問したいと思います。

まず初めに、大項目1、鳥海ダム建設事業関連についてですが、（１）補償交渉への本市のかかわりについてお伺いしたいと思います。

ダム建設の補償交渉については、まだなされていないようですが、ダム建設の官報公示が終わってから補償に入るということで聞いておりました。

それで、先ほど、ダムの補償交渉を含む地元の支援については、鳥海ダム生活再建相談業務ということで対応をする内容ということで私ちょっと伺ったんですが、その後、生活再建相談業務だけでは対応し切れない補償業務がこれから、告示されると出てくると思うんです。そのときに、具体的な項目としては、埋没文化財保存の管理とか、あと財産の残存補償、直接的にダムに沈むというよりも、ダムができることによって残された部分の補償交渉、それなども入ってくるような感じがいたしますので、これについて、本市としてかかわってくるとなるとかなりのボリュームになると思うんです。今までどおりの生活再建相談ではちょっと対応し切れない部分があると思いますので、その辺を念頭に置いた当局の考え方が今後あるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

ます。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 企画調整部長から答えさせます。
- 議長（鈴木和夫君） 佐藤企画調整部長。
- 企画調整部長（佐藤光昭君） 再質問にお答えいたします。

補償交渉につきましては、議員おっしゃいますように、これから先に始まるということでございますが、生活再建相談業務の中でこれまでのいろいろな各種相談と同じような形で、専任の職員も配置しておりますので、対応してまいる所存であります。ただ、議員おっしゃいますように具体的にその補償内容の項目がふえてくるようでありまして、それに応じてこの体制についても検討してまいりたいと思っておりますので、その辺を鳥海ダム工事事務所のほうとも事前に協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

- 議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。
- 3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひしたいと思ひます。早目早目にやったほうがいいかなと私も思ひます。

鳥海ダム、ダム事業については、その地域地域で独自の補償基準を設けるようなことも伺っておりますので、その辺も念頭に置きながらお願ひしたいというふうに思ひます。

それから、（2）ダム事業と連動する市の事業構想の明確化をとということなんですが、これについては、鳥海ダムの建設事業を地域活性化とどう結びつけるかということが問われておると思ひます。先ほど市長から伺ったように、つけかえ道路を含む観光道路のルートと線引きとかですね、そういうものを、まだまだ私たち議会のほうにも、その描いた絵とかそういうもの、示された案とかあると思ひますが、示されない状況の中で、これからどうなるのかなというのが実際の私たちの思いであります。

再度ですね、そういうようなものの開示も含めてですが、そういう鳥海ダム周辺に関する鳥海観光、鳥海振興、活性化をどのように考えておるのか、今後私たちに情報を開示する予定なんかもあれば、ぜひ説明していただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

- 議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。
- 市長（長谷部誠君） 先ほど私が答弁しましたとおり、鳥海ダムの建設に伴うつけかえ道路、これは観光道路として位置づけております。今、鳥海ダム工事事務所とさまざまルートについて協議を行っております。決まり次第、議会のほうにもお示しをしていきたいと考えております。

また、これから地元の雇用とか、資材の調達につながる地元企業の参入、あるいは地場産材の消費拡大、こういったものに大きな効果が出るものと期待をいたしておりますし、昨年だけでも宿泊者数3,500人と、鳥海ダム工事事務所の所長も、これからどんどんそういうフロー効果が出てくるだろうということで、そういう意味で総合的に由利本荘市の経済の活性化につながることを期待しております。

- 議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。
- 3番（伊藤岩夫君） 鳥海ダム工事事務所の所長ともいろいろ、そういう地元波及効果も早めにですね、具体的に詰めて、建設工事業業者だけのことで工事が進んでいくという

ことのないように、あくまでも地元を巻き込みながらやっていくようお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

大項目4、市民要望とインフラ整備についての(1)整備箇所の優先順と次年度以降の予算づけについてですが、先ほど市長から、今年度は特別に、予算が取れなかった部分で緊急に修繕しなければならない部分について、6月補正で1億円の追加を行ったというふうに聞きました。来年度以降については、そういうこともなく、今までどおり、平成27年度どおりですか、そのような続きをやっていくということで、少しがっかりした予定なんです、この市民要望についてはいろいろな予算を、捻出できない、特に緊急的なやらなければならないということで、今回予算づけをしたと思われませんが、まだまだそういう箇所というのは毎年あるのかなと。ことし1年で終わるものではないのかなというふうに思います。そういう意味で、できればそういう、計画的にやることのできない部分で本当に必要となるものを、もう一回調査しながら、毎年こういう予算をとりながら、地元になるべく応えていけるようにやっていければいいのかなと思いますが、もう一度その辺のことをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 建設部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木肇君） 伊藤岩夫議員の再質問にお答えいたします。

インフラの整備につきましては、市民要望が大変多い事項となっております。これまでも地域バランス等も考えながら、それぞれ施工延長や危険度、地域によって違いますが、各地域からの優先順位等を加味しながら行っております。今後も総合的に判断しながら予算等確保してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、大項目4の(2)市道の空間整備（建築限界基準）の考え方についてですが、先ほど市長が答弁されたとおひ、特に山沿ひのほうとか人口の少ないような集落道、市道になっていますが、そういう部分について、そういう木が繁茂して、救急車が行くときにどうなのかなというふうな場所が多々あります。多分これはふだんのパトロールの仕方がちょっと手薄になっているのかなと感じました。計画的にそういうところの集落について、もう少し丁寧ひ調査したほうがいいのかなというふうひ感じました。

もう一つは、先ほど私の質問の中でもありますが、緊急車両が通るような通路、その部分についても意識的に考えながら、民地における樹木についても要請を、特にその部分については理解をいただきながら、早く整備してもらいたいなというふうひ思ひます。特にクレーンのついた重機などが通る場合は、高さが建築限界を超えるような場合もあります。そういう情景を認識しながら、もう少しそういうところの強化もお願ひいたしたいと思ひますが、再度答弁願ひします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほど答弁したとおりでございます。今後も災害時に活用される重要路線については、パトロールを強化してまいりたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひしたいと思います。緊急時の場合は特に、要請があった場合は特にそれに応えるような形で、早急にやってもらいたいというふうに思います。

それでは、大項目5の（2）未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの構築をについてお伺ひいたします。

市のほうでも認識はかなりあるようでございますので、条例とまでは言わなくても、市のほうでこういう食物のロス、これを減らすことが環境負荷、それから焼却の削減、CO₂の削減、そういうものに行くと思います。

生活困窮者に対する未利用食品の活用とか見ると、特に松本市なんかはもう5年ぐらい前からこれに取り組んで、全国的に広く知られている地であります。いいものはいいということで、本市としても具体的に取り組むべきなのかなと思います。その辺のことをもう一度お願いします。

○議長（鈴木和夫君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 市民生活部長から答えさせます。

○議長（鈴木和夫君） 村上市民生活部長。

○市民生活部長（村上祐一君） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほども市長が答弁したとおりであります。もったいない運動など推進するとともに意識の啓発に取り組んでまいります。また、未利用食品に関しましては、災害備蓄食品等の有効活用を含めまして、今後、現状と課題の把握に努めてまいるということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木和夫君） 3番伊藤岩夫君。

○3番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひしたいと思います。それでは終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和夫君） 以上で、3番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木和夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時31分 散 会